

平成30年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成30年10月23日(火)

【開会】 14時00分

【閉会】 17時14分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美
委員 小原 良
委員 高橋 美里

教育長職務代理者 前田 博明
委員 中村 香
委員 岡田 弘

【出席職員】

教育委員会事務局担当部長 総合教育センター所長兼務 小松 典子

総務部長 野本 宏一

総務部担当部長 杉本 眞智子

教育環境整備推進室長 古内 久

職員部長 小田桐 恵

学校教育部長 市川 洋

健康給食推進室長 金子 浩美

生涯学習部長 前田 明信

庶務課長 森 有作

庶務課担当課長 瀬川 裕

企画課長 田中 一平

教職員人事課担当課長 西村 勇一郎

教職員人事課課長補佐 飯草 英彦

カリキュラムセンター室長 鈴木 克彦

カリキュラムセンター担当課長 辰口 直美

カリキュラムセンター指導主事 宮嶋 俊哲

カリキュラムセンター指導主事 永田 賢

カリキュラムセンター指導主事 伊藤 悦子

生涯学習推進課長 大島 直樹

生涯学習推進課係長 栗須 正則

教職員企画課担当課長 佐藤 忠光

教職員人事課担当課長 大塚 裕司

指導課長 久保 慎太郎

指導課担当課長 濱野 雄功

指導課指導主事 大川 一幸

学事課長 藤田 智也

学事課担当係長 國分 壘彦

庶務課課長補佐 武田 充功

指導課担当課長 加藤 るみ子

指導課担当課長 稲葉 武

こども未来局青少年支援室担当課長 柿森 篤実

こども未来局青少年支援室担当係長 竹原 秀知

文化財課長 服部 隆博

市民文化局市民文化振興室長 和田 敏一

市民文化局市民文化振興室担当課長 白井 豊一

市民文化局市民文化振興室担当係長 岩村 史紀

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

【署名人】

委員 中村 香

委員 高橋 美里

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期は、14時00分から16時30分までといたします。

3 会議録の承認

【渡邊教育長】

8月の臨時会及び定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

4 傍聴（傍聴者 3名）

【渡邊教育長】

次に傍聴でございます。

本日は傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは異議なしとして、傍聴を許可します。

5 非公開案件

【渡邊教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No.7は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、報告事項No.8は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、争訟に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、議案第44号は、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、議案第45号は、期日を定めて公表する案件であり、公開することにより、公正または適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは異議なしとして、そのように決定いたします。

なお、議案第44号につきましては、議案での提案後は公開しても支障がないため、議案第45号につきましては、定められた公表期日以降は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【渡邊教育長】

次に署名人でございます。本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

中村委員と、高橋委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙位・叙勲について

【渡邊教育長】

それではまず、報告事項 I に入ります。

「報告事項No.1 叙位・叙勲について」でございます。説明を庶務課長をお願いいたします。

【森庶務課長】

それでは、「報告事項No.1 叙位・叙勲について」、御報告申し上げます。

高齢者叙勲を受けられた方が2名、死亡叙位を受けられた方が1名いらっしゃり、その受章者氏名等につきましては、お手元の資料記載のとおりでございます。

はじめに、高齢者叙勲でございますが、藤岡信夫先生におかれましては、昭和28年4月に本市において教職の道を歩み始められ、平成3年に川崎市立上丸子小学校長として退職されるまでの38年余りの間、教育の発展に御尽力いただきました。郷土史研究や『川崎教育史』の編纂に取り組み、また、川崎市立小学校教育研究会においては要職を歴任されるなど、川崎市の学校教育の充実と発展に寄与されました。

次に、角田和夫先生におかれましては、民間企業勤務を経て、昭和31年4月に教職の道を歩み始められ、平成3年に川崎市立木月小学校長として退職されるまでの35年間、川崎の教育の発展に御尽力いただきました。海外帰国子女の積極的な受入れや、姉妹都市交流事業の実施、また、退職教職員のライフサイクル事業への支援など、学校教育の将来を見据えた活動を実践し、多くの貢献をされました。

1枚おめくりいただきまして、次に死亡叙位でございますが、伊藤初代先生におかれましては、昭和19年4月に教職の道を歩み始められ、昭和61年に川崎市立四谷小学校長として退職されるまで、35年にわたり教育の発展に御尽力いただきました。戦時下及び戦後の激動期に、教育の向上に意欲的に取り組み、特に国語科における教科指導に力を尽くされました。また、女性管理職として、川崎市公立学校女性校長教頭会長、神奈川県公立小中学校女性校長会教頭会実行委員を歴任され、学校教育の充実と発展に寄与されました。

いずれの先生方も、その長年の教育功勞に対して、叙位・叙勲を受けられたものでございます。報告事項No.1につきましては、以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。

何か御質問等ございますでしょうか。

よろしいようでしたら、ただいまの報告事項No.1について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.1は承認いたします。

報告事項 No. 2 平成30年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の結果について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.2 平成30年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の結果について」でございます。

説明を教職員人事課担当課長にお願いいたします。

【西村教職員人事課担当課長】

「平成30年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の結果について」、御報告させていただきます。

今年度の選考試験は、第1次試験を7月8日日曜日、第2次試験の実技試験を8月10日金曜日、面接試験を8月16日木曜日から9月14日金曜日まで実施いたしました。

委員の皆様には、面接官として御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、お手元の報告事項No.2の資料をごらんください。

1の合格者数についてですが、小学校区分の合格者は230名、中学校区分の合格者は107名、特別支援学校の合格者は35名、養護教諭の合格者数は14名となり、合格者の合計は386名となりました。

2の実施状況については、小学校区分の合格者は230名で、倍率は3.1倍、中学校区分は教科合計で107名が合格し、教科平均の倍率は5.0倍で、特別支援学校区分の合格者は35名で、倍率は2.7倍、養護教諭区分の合格者が14名で、倍率は7.4倍となりました。

選考に当たりましては、各試験の結果を受けまして、来年度以降の児童生徒数、教員の退職者数や再任用者数、欠員数、受験者の辞退者予想数などを考慮しまして、最終合格者を386名とし、総受験者数が1,446名でしたので、全体の最終倍率は3.7倍となりました。

合否の結果につきましては、10月12日金曜日に第2次試験の受験者全員に結果通知を発送し、あわせて合格者の受験番号を13時より市のホームページに掲載いたしました。裏面は、過去2年間の結果、2枚目の資料につきましては、今年度の結果の詳細でございます。

以上で、「平成30年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の結果について」の報告を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のおり説明をいただきました。

参考の資料などもついておりますけれども、何か御質問ございましたらお願いいたします。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

欠員等、いろいろな数字を考慮しての386名ということだったと思うんですが、例えば合格した方で、やっぱり他の都市の先生になりますとか、他の就活をしますというような、辞退みたいな連絡というのはどういうタイミング、ちょっとずつ大体来られるのか、例えば3月とか直前になって急に来るものなのか、たしか私になってすぐのときに教員採用のお話で、東京都のほうで数を見誤って先生が足りないという話題があったことを記憶しておりまして、そういうことが川崎市で起きないように御配慮いただいての数字だと思うんですが、事情というか、そういう調整というようなものは、どういうプロセスというか、どういうタイミングで行われているのかを教えてください。

【渡邊教育長】

いかがでしょうか。

【西村教職員人事課担当課長】

まず、辞退ですとか、あとは川崎市の教員をやるという意向調査につきましては、合格通知の中に調査票がありますので、そちらでまず意思表示をしていただくということで、11月5日までにこちらのほうへ郵送で届けるというようなことでまず、それについての調査がございます。

あとは、大学推薦等もありますので、11月5日を待たずに大学のほうから連絡が何件か入る場合もございます。

その後、実は辞退者数も先ほど申し上げておりましたように、辞退者数も想定をしましてのこの合格者数というふうになっておりますので、ほぼ正確な数字で辞退者数を想定しておりますので、欠員が多いという、不足するということは4月の最初の段階ではまずないであろうということで、今までできております。

【高橋委員】

3月とか、直前のタイミングで何か数が大きく変わるようなことがあったら心配だなという意図で質問をしたんですけれど、例えばあとは再任用の先生の意向とかっていうことも、前段階、直前というよりはもう少し前のいろいろな調整準備ができる、準備期間をもって調査をされているというような理解でよろしいですか。

【西村教職員人事課担当課長】

再任用とか退職者数というのはかなり影響が大きいので、退職者数についてはある程度はつきりはしております。再任用者についての調査も現状今、行っておりまして、それと合わせて総合的に判断して採用者数を決めたということです。

【高橋委員】

事前に調査をいただいているということで。

【西村教職員人事課担当課長】

早目、早目に。

【高橋委員】

わかりました。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

他の方はいかがでしょうか。

【前田教育長職務代理者】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

前田委員、どうぞ。

【前田教育長職務代理者】

一番最後の、今年の詳細の数字を見ますと、受験者があって、1次合格者数のところはかなり、小学校でも半分近くが1次合格して、中学校の教科別に見てもかなり、半分というよりは6割近い合格者が1次合格出ている、この辺は比較的1次試験合格は緩いような感じを受けて、その後最終合格者数になるとぐっと絞られてしまうわけですね。

昔、私がやってたときには、これほどの極端なあれはなかったような印象があるんですけど、何か1次のほうを合格者数をある程度出して、そして2次面接で模擬授業や個人面接を重視して、合格者数を出しているという、そういうところには何か意図があるのでしょうか。ちょっとわからないので、その辺の仕組みを教えてくださいと思います。

【渡邊教育長】

お願いします。

【西村教職員人事課担当課長】

こちらの採用担当のほうとしましては、できるだけ多く面接と、あと場面指導で実際に受験者を見たいということで、極力2次試験に残したいという思いはありますが、やはり諸事情がございますので、限度がありますので、こういった数字で2次試験通過者ということなんですけれども、本市の考え方としましては、人物重視ということで、できるだけ面接等で本人の考えなり、教員への思いなり熱意を読み取るということで、実際に見たいということでこういった1次試験の1次通過者という人数にしております。

【前田教育長職務代理者】

私もその考え方がいいのではないかと思いますね。人物重視っておっしゃられたんですけど、学力だけではなくて、やっぱりその人物を重視して、本市の教員を採用していくことができますね。ですから、非常勤や本市で臨任をやっている先生が、現場の校長先生の内申書も出てると思うんですが、そういうものも人物重視の中に加えていただいて、採用を進めていただけるとありがたいなというふうに思います。

ありがとうございます。

【渡邊教育長】

小原委員、どうぞ。

【小原委員】

2点教えていただきたいんですけども、1枚目のところの実施状況なんですけれども、受験

者数①に、このところに地域性というのがあるのかどうなのかが1つ。それと、中学校保健体育が募集人員10から15名のところを20名の合格者になっているんですけども、これはどういう理由なのかという、その2点をお聞かせいただきたいんですけど。

【西村教職員人事課担当課長】

地域性というと。

【小原委員】

例えば九州のほうが多かったとか、受験者として。

【西村教職員人事課担当課長】

一番多いのは川崎市出身、在住が多いということでありましてけれども、あと比較的本市で多いのは東海地方が比較的多いということで、あとは関西、九州というような感じでございました。合格者数のほうでいきますと、ちょうど今回は386名ですが、ちょうど半分が川崎市在住、出身者という結果にはなりました。それ以外が、地方、関東近県を含めまして半分が川崎市以外というような結果になりました。

保健体育20名ということになりましたが、募集人員よりも若干多いということになりますが、やはり先ほど申しましたように欠員数等を鑑みまして、トータルですけれども、判断しまして20ということで、中学校がちょっと増えているんですけども、当初の募集人員よりも傾向があるんですけども、これは実は特別支援級のほうの欠員が多いということもありまして、ちょっとそこを少しでも減らそうというか、というところでこういった人数になってはきております。

【小原委員】

わかりました。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

毎年少しずつ倍率を上げてきてくださいます、いろいろ御苦勞されているんじゃないかと思うんですけども、ありがとうございます。

やはり質を確保するためにはある程度の倍数が必要でございますから、これからもある程度の方が応募していただけるように工夫していただけるとありがたいなと思います。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

岡田委員はいかがでしょう。

【岡田委員】

特にないです。

【渡邊教育長】

ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告事項No.2でございますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.2は承認いたします。

報告事項 No. 3 平成30年度川崎市立小学校学習状況調査について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.3 平成30年度川崎市立小学校学習状況調査について」でございます。説明をカリキュラムセンター担当課長にお願いいたします。

【辰口カリキュラムセンター担当課長】

よろしくお願ひいたします。本日はお手元にお配りいたしました横置き冊子「平成30年度川崎市立小学校学習状況調査結果（概要）」をごらんいただきながら、はじめに、調査の概要、次に、国語、算数の調査結果の概要、生活や学習についてのアンケート、最後に調査結果の活用について御説明をいたします。

それでは、お手元の資料1ページをごらんください。項番1の調査の目的は、「全市的な規模で児童の学習状況を調査することにより、学習指導上の問題点及び改善点を明らかにする。その結果を、各学校においては、今後の学習指導法の改善や教育課程編成の工夫等、児童の基礎学力の向上に役立てる」としております。

項番4のとおり、本年度は5月8日、5年生を対象に、国語と算数の調査及び学習意識調査として「生活や学習についてのアンケート」を実施いたしました。

はじめに、国語について御報告いたします。資料は、2ページが「出題・観点等一覧」、3ページから8ページが「領域ごとの主な成果と課題」、9ページが「授業改善に向けて注目した問題」となっております。

はじめに2ページをごらんください。領域ごとの正答率は、「話すこと・聞くこと」90.9%、「書くこと」60.2%、「読むこと」66.2%、「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」80.2%となっております。

次に、3ページをごらんください。このページからは白い四角が成果、黒い四角が課題となっております。

それでは、「領域ごとの主な成果と課題」の中から、幾つかのものについて御説明をいたします。

4 ページをごらんください。「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」についてでございます。今年度は、平成29年度全国学力・学習状況調査の漢字を書く設問を参考にし、日常生活の場面で漢字を使うことを想定した出題をしました。学習した漢字について、日常生活でよく使うものに関しては、読んだり書いたりすることが概ねできております。その中で、実際に書く頻度が少ない言葉の漢字を書くことには課題がありました。子どもたちが自分の語彙を充実させていく中で、言葉やその意味を知ることだけにとどまらず、生活や学習の中で活用することができるような指導を、今後も継続して行うことが必要であると考えております。

5 ページをごらんください。文中の主語を選ぶ問題において、文における主語を捉えることに課題があります。この問題では、1の選択肢「もうすぐ」を選んだ誤答が19.3%でした。その理由として、「主語は文のはじめにある言葉だ」と捉えていることが考えられます。背景として、文頭に主語がある例文を多く扱うことにより、間違った理解が生まれている可能性があるかと捉えております。また、全国調査の中学校の問題においても、主語を理解して活用することに課題が見られました。主語、述語の関係は、文章等を理解したり表現したりする際の文の基本となるものです。学習指導においては、文中の主語を捉えるような学習を形式的なものにせず、「主語」は「述語」に対して、その主体を表すものであるということに気づき、言葉の役割を考え、理解していくことができる学習となるよう指導の工夫が大切です。

資料9ページをごらんください。これからの授業改善に向けて注目した問題です。

問5の(1)と(2)は、文と文や、段落と段落との関係を捉える問題です。(2)の文と文の関係を捉えて間に入る接続詞を選ぶことについてはできております。一方、(1)では段落に入る箇所を選ぶ際、段落相互の関係や文章全体の展開を捉えることには課題があります。一つひとつの言葉に着目していくことは必要なことですが、学習指導においては、言葉や文を単独で捉えるだけではなく、全体の文脈の中で展開に即して言葉を捉え、文章の内容を理解していくような課題を設定する等の工夫が大切です。

次に、算数について御報告いたします。11ページをごらんください。

領域ごとの正答率は、「数と計算」68.1%、「量と測定」50.2%、「図形」40.8%、「数量関係」57.0%となっております。

国語と同様に、主な成果と課題について御説明いたします。

12ページ、領域ごとの主な成果と課題をごらんください。「数と計算」についてでございます。平成27年度全国学力・学習状況調査の小数の設問を参考にし、小数の加法について、計算の仕方を考えること、計算することを出題しました。

2の(1)、 $1.24 + 0.3$ の小数点の位置をそろえて計算することはできています。しかし、1の(1)、 $0.65 + 4.8$ の計算の仕方について、 0.01 をもとにした考え方を理解することに課題があります。 0.01 をもとにして考えることで、整数と同じ原理、手順で計算できることを理解させることが大切です。

13ページをごらんください。180度より大きい角について、角の大きさの見当をつけることはできていますが、180度や360度をもとにして、分度器を用いて角の大きさを求めることは、全国調査と同様に課題があります。「角の大きさの見当を付ける」、「角の大きさを測定する」、「角の測定の結果を振り返って確かめる」の各活動を関連付けて、角の大きさを正確に測定できるようにすることが大切です。

16ページをごらんください。これからの授業改善に向けて注目した問題です。問7は、具体的な事象の問題の解決のために、目的にあった処理の仕方を考え、適切な概数を用いる問題です。全国調査と同様に、概数を用いた見積り目的と結果を正しく解釈することに課題があります。学習指導においては、形式的な処理だけではなく、日常生活の事象と関連づけて、「四捨五入」、「切り上げ」、「切り捨て」のそれぞれの意味や処理の仕方について理解を深め、活用することができる知識・技能を身につけることが大切です。

17ページをごらんください。続きまして、生活や学習についてのアンケートです。過去3年間の経年変化から分析したことを丸で示しております。

最初に、授業に対する好感度、理解度、有用感について御説明いたします。

好感度につきましては、理科、総合的な学習の時間において、「すきだ」、「どちらかといえばすきだ」と回答した児童の割合は、8割を超えております。

18ページをごらんください。理解度につきましては、国語において、増加傾向が伺えるとともに、国語、理科において、「わかる」、「どちらかといえばわかる」と回答した児童の割合は、9割を超えております。言語活動の充実を図りながら、興味、関心を高め、「わかる」授業の工夫へ取り組んできた成果だと捉えております。

19ページをごらんください。有用感につきましては、生活での有用感について、「授業で学んだことは、生活の中で、役に立っていると思いますか。」という質問をしております。各教科等において、「役に立つ」とか、「どちらかといえば役に立つ」と回答した児童の割合は、8割を超えております。特に算数において、「役に立つ」と回答した児童の割合は、約8割となっております。

20ページをごらんください。将来における有用感について、「将来、社会に出たときに、役に立つと思いますか。」という質問をしております。国語、社会、算数において、「役に立つ」、「どちらかといえば役に立つ」と回答した児童の割合は、9割を超えております。

各教科で育成する資質・能力を的確にとらえ、授業改善を図ってきた成果であると、とらえています。

21ページをごらんください。次に、自尊意識・将来に関する意識などについて御説明いたします。「自分にはよいところがある」において「あてはまる」と回答した児童の割合に増加傾向が伺えます。

また、全国調査におきましても、本市では「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と回答した児童の割合が増加しております。

22ページをごらんください。「将来の夢や希望を持っている」において「あてはまる」と回答した児童の割合は、7割を超えております。全国調査におきましても、「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と回答した本市児童の割合は増加の傾向にございます。

23ページをごらんください。「自分の町が好き」においては、「あてはまる」と回答した児童の割合は、約7割となっております。学校生活の中で、互いに認め合う活動を継続して行い、自尊意識を高めていくことが、今後の学習やキャリア在り方生き方教育の充実に大切だと考えております。今後も継続して見守ってまいりたいと思います。

最後に、調査結果の活用について御説明いたします。

25、26ページをごらんください。これは、保護者・児童に提供する個人票のサンプルです。5月に調査を実施した後、夏休みの前の7月の速報版とともに配布しております。一人ひとりの

子どもが、学習に取り組む態度や、家庭での学習のあり方を改善すること、学校や教員が指導方法や教育課程の検証・改善を図ること等に活用してまいりたいと考えております。

そのための一つの取組として、資料にはございませんが、8月下旬に、主に次年度に調査を受ける4年生の担任を対象に「調査の報告会」を開催いたしました。調査から明らかになった課題や、授業改善のポイントを伝え、それぞれの学校において、該当学年に限らず、学校全体で実践に生かすことができるようにしております。

今後とも、本市の調査と全国の調査を補完的に活用することにより、本市の成果と課題を的確に把握し、各学校の学力向上の取組を支援してまいります。

以上、川崎市立小学校学習状況調査、調査結果について御説明させていただきました。よろしくお願いたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。

御質問等ございましたらお願いたします。

前田委員、どうぞ。

【前田教育長職務代理者】

こちらの冊子のほうも読ませていただいたんですが、今の御説明にあったとおり、取り組んできた成果が徐々に国語も算数も上がっているのではないかなと思いました。

数的には1、2パーセントとか毎年前後してはありますが、同じ問題ではないので、また子どもの状況に応じて作問されているので、今後の指導に当たってというところを読ませていただいたんですが、子どもの実態に踏まえた作問をされて、成果を上げているのかなというふうに感じました。

ただ、国語と算数の個々の問題については、ちょっと感想を述べさせていただけたらと思うんですが、特に時間もあまりないと思いますので、一つずつということで、国語では文学的な文章と、説明的文章、読むことの中で、やはり文学は非常によくできているんですが、例えばこの4番の文学の問題。それに対して5番の説明的文章のこのラクダの説明文については、特に4番と5番がやはり通過率が悪いんですね。

先ほど説明にもあったんですが、私もこれを読んでやってみると、やはり説明文の読みの授業に、やはり課題があるのかなと。私も常々、授業をやっているとき、説明文こそイメージ豊かに読む必要があるんだっていう話を子どもにもしたんですが、例えば4番だと「砂ばくの船とありますが、これはラクダのどんな役わりをたとえた言葉ですか」と、それを説明した次の文にあてはまる言葉を文章中から7字で抜き出して書きましよう。「人が砂ばくを旅するときに、人や□□役わり」となっているんですが、これも説明文の読み方がわかっているのかなと思うんですね。

例えば説明文というのは、どうしても書き方が始めと終わりに重要なキーセンテンスがあって、最初に言いたいことを言って、後から例示を挙げたり説明していくパターンですので、この2段目の文章の、「人びとが砂漠を旅するとき、ラクダは人や重い荷物を運ぶために使われてきました。」っていう、このキーセンテンスをしっかり最初にイメージできれば、ここには「人が砂ばく

を旅するときに、人や□□役わり」で、非常にヒントがいっぱいこの文につまってるわけで、その辺の目のつけどころ、そういうことを知らないで、これ全体を読んでたら、とても内容は理解できない。説明文の仕組みをイメージ豊かに読めることができれば、これも解けたのかなど。

それから5番についても、この文章を読んだポスターのアとイに埋める問題にしても、しっかりその辺の展開ですね、「そのひみつは、あのコブの中にあります。」っていうそれが脂肪であり、次に水分でありというようなこと。

それから、最初の段落を入れる、その特徴以外に目や鼻や口の仕組み等が説明されてるわけなので、今後説明文の授業改善に当たっては、文学と同じようにイメージ豊かに読ませるといことと、もう一つはそういう説明文の書き方の、書くことと関連して指導してほしいと思います。

それから、算数につきましては、やはり昨年も課題になった9番のはがきの実測の推測ですね。これが50センチが多かったわけですけど、私もA4の大きさとか、覚えるようにしてるんですが、確かに50センチは「5×10」でイメージすると、5センチはこれですから、「5×10」をイメージするとはがきとはほど遠い大きさだっということが、わからなかった子が多かったということは、昨年に続いて、この実測を予測するという、物の大きさを、こういうことは授業の中で改善していく必要があるのかなというふうに思いました。実物をしっかり見せてというような授業改善ですね。

それからもう一つは、二次元表の、これはやはり難しいなと思いました。私もやってみたんですが、こういう表っていうのは、めったに見ないものなので、もしこういうものがやっぱり指導要領等で今後大事にされるのであれば、継続的にこの二次元表というものを扱っていく必要があるのかなというのを感じました。

以上です。

【渡邊教育長】

何か、いただいた御意見で説明を加えることはありますか。

お願いします。

【伊藤カリキュラムセンター指導主事】

国語につきましては、やはりお話いただきましたように、イメージを豊かにして読んでいくこと、それから書くことと関連して指導していくことを今後も大切にしていきたいと考えております。

また、あわせて文章の構成等、読むことに必要な知識を活用したり、段落等のまとまりや中心になるような大事な言葉を捉えながら、説明を読んでいくというようなことを、指導の工夫をして続けていきたいと考えております。

ありがとうございました。

【宮嶋カリキュラムセンター指導主事】

算数におきましてはまず9番の問題ですね。新学習指導要領でも、見方・考え方を働かせて、根拠をもとにすることが、すごく大事にされていると思いますので、子どもたちが何をもとにして50平方センチメートルあたりで選んでいるのかっていうことを明らかにしていきたいなとい

うふうに思います。

あと、15番の二次元表は、これから算数はデータの活用は一つの領域になりましたので、今後こういったことはよく充実させていかなきゃいけないのかなというふうに考えております。

15番の問題で、二次元表に子どもたちは、まとめる活動はよく授業の中なされているんですけど、二次元表からこの15の意味を読み取るという活動がなされていないので、この二次元表が読めないと、恐らく他の教科にも影響が出るものなのかなというふうに考えておりますので、そのあたりはの中で授業改善を進めていって、他の教科にも生かしていきたいなというふうに考えております

【渡邊教育長】

それでは、他の委員さんいかがでしょうか。

小原委員、いかがですか。

【小原委員】

どちらのところも、国語も算数もそうだったんですけども、見ていて、この資料、報告事項No.3の資料を見ていて思ったのは、国語の問題、算数の問題をやる前なのかなという感覚ですね。そもそも、問題自体をどう捉えているのかが、この子たちが。

例えば、国語だったら主語っていう言葉自体をどう捉えているのかな。述語もそうですけども、とかいうふうに、意味を理解しているのかということもありますし、例えば算数であれば見当をつけるっていうことがわかっているかどうかとか、意外とシンプルだと思うので、もしかしたらはてなマークがついているのかもしれないなというような気はしています。

それと、報告書のほうの中で、私、気にしているのは生活や学習についてのアンケートが、80ページと81ページのところで、例えば問5から9の、「次の学習が好きですか」、が80ページの中に出てくるんですけども、確かに「すきだ」というパーセンテージや、「どちらかといえば、すきだ」というパーセンテージ自体は多いんですけど、それではなく、「どちらかといえば、すきではない」とか「すきではない」というパーセンテージも、それなりにあるということですよ。これが、この調査自体が1万2,000人でしたっけ、ぐらいの調査をしている中で、2割、例えば国語で言えば20%が「どちらかといえば、すきではない」というふうな気持ちを持っていたりしてるわけなので、この辺をどうやってこのパーセンテージを減らしていくかっていうところを考えていかなきゃいけないのかなと。要するに底上げですよ。

81ページでは、よくわかりますかという設問になっていて、これもある程度のパーセンテージが否定的な言い方をしているということです。

82ページのところにいくと、例えば問32で、「あまり勉強していない」とか、「宿題だけ勉強する」とかっていう設問と、例えば83ページの間33の「学習じゆくに、通っていますか」というところは、44%が「通っていない」というふうな答えがあったりするんですけども、ここの関係性ってどうなのかなと。例えば塾に通っていない子が、どれだけの勉強時間を持っているのかとかっていうのを見ることができのかどうかという、このアンケート結果から。そうすると、例えばこれが通っていない子の、普段学校以外で勉強している時間数が少ないっていうのがあれば、また場合によってはその子たちの点数っていうのを統計的に見て、家で勉強する必要

があるのかとか、授業でどういうふうにしていくことが必要かとかっていうのが出てくるのかなと思っているので、確かに国語、算数とかっていう、こういうところからも改善が出てくると思うんですけど、僕はどちらかという和生活のこのアンケートの中から改善をしなければいけない点を探し出していかないと、せっかく学校で授業の中で一生懸命改善をしながら教えていったとしても、うちに帰ってそれがもったいない結果になっているっていうことがないようにしていかなくちゃいけないかなというふうに考えています。

これはもう、あくまでも意見です。

【渡邊教育長】

何かございますか。

【宮嶋カリキュラムセンター指導主事】

家庭学習につきましては、川崎市の学習状況調査を5月に実施して、夏休み前に子どもと保護者の方に結果を出すということを大切にしております。ですので、夏休みに子どもと保護者の方が、自分の1学期の7月までの学習を見直して、そこで夏休みにどのくらい勉強したらいいとか、夏休み明けにどうやって学習に取り組んでいくのかということをやっておりますので、今御指摘いただいたアンケート結果とともに、そうしたところも学校に伝えていって、家庭学習の充実に努めてもらいたいなというふうに考えております。

【小原委員】

あと、1点すみません。中学校は川崎市の調査で、1年から3年までずっと継続的に結果があるわけですね。それっていうのは、その子その子がどういう結果だったっていうのは、追跡できるような形になっているんですか。

【宮嶋カリキュラムセンター指導主事】

まだそこまではなっておりません。

【小原委員】

その子とその年テストでここが弱かったのが、次の学年に行ったときに、また変わってきているとかというのが読み取れるようなデータにはなっていないんですね。

【宮嶋カリキュラムセンター指導主事】

子どもたち自身は1、3年生は学習状況調査という形では実施しておりませんので、自己分析カードというもので、自分の学習がどうだったのかというのを把握しておりますので、子どもたちは、教員もそれを見ながら、どういったところが弱いのかということ把握しているんですけど、個人個人それぞれというところはまだございませんので。

【小原委員】

せっかくやっているのにもったい部分ではありますよね。国の調査を入れれば、5年生から中

3まで継続的にやっているわけですよ。そういうデータを十分に使えば、もしかしたらいいのかなという気はしているんですけども。

【渡邊教育長】

なかなか問題の含意が必ずしも標準化されるものではないので難しいかもしれませんが、担任の先生がどういうふうにご利用されるかということが一番大事なのかなと思いますね。中村委員はいかがですか。

【中村委員】

こういう調査は、出題が簡単になれば上がっちゃいますし、難し過ぎたら下がるわけですから、60%～80%ぐらいまでの間になるようにするのがいいのかなという気がするんですけども。あまり低いところに関しては、例えば去年のを見たところ、数学Aではグラフがすごく低かったんですが、今回はグラフがないんですね。そういうのは多分、いろいろ工夫されているんじゃないかと思うんですけども、前回グラフが、課題はグラフだってことがわかったからグラフの教育をたくさんして、他の部分はどうなんだろうというので調べているのかもしれないし、あるいは前回、ここを工夫したから、今回その成果がどうなっているかっていうのを見てたりとかされていると思うので、出題の仕方っていうのは本当に工夫のし甲斐があるところだと思うんです。それが調査の目的と関わってくると思うんですが、この調査の目的としては学習指導上の問題点とか改善点を明らかにして、よりよい授業をつくっていくためで、とてもよろしいと思うんですけど、ただ受け取った子どものほうからすると、40%ぐらいしかわかっていない図形とかっていうのは、ちょっとどうしようっていう感じになってしまうと思うんです。その辺はどういうふうにも子どもに教えていく、どういうふうに捉えていっていいのかっていうことを伝えていくのか、やはりクラスごとに変わるとは思うんですけど、できなかったところをどう改善していけるかっていうのも先生方ももちろん学んでいくんでしょうけれども、子どもの捉え方に関して、どういうふうにご指導されていくんでしょうか。

【渡邊教育長】

そのあたりはいかがですかね。

【宮嶋カリキュラムセンター指導主事】

先ほども個人表のところ、返すときに、これを見ながらこういったところが問題できていないよなとかっていうようなところでは、学習状況を返すときにはしているところではございます。

中村委員の御指摘のとおり、やはり正答率が低いというところには、出題の出し方に関しても、そこは問題があるのかなというところがありますので、このあたりは次年度に生かしていきたいと考えております。

【中村委員】

あともう一つよろしいですか。

【渡邊教育長】

どうぞ。

【中村委員】

去年、他教科との連携ということをおっしゃっていたと思うんですけども、例えば数学であれば、数学の読解ができないがために答えられていないんじゃないかというのがあったと思うんですね。これで国語力の問題もあるんじゃないかというのがありましたし、先ほど御説明いただいたときに、他の教科への影響ってこともおっしゃっていたんですけども、連携については、去年から今年に関してどういったことを工夫されたんでしょうか。

【伊藤カリキュラムセンター指導主事】

この調査ということに限らず、授業改善や学校でのカリキュラムの編成等を考えていく中で教科を横断的に、どのようなことを他の授業で今勉強しているのかとか、どのような力が子どもたちに身につけているのかということ先生方も学校全体で共有しながら教育課程を編成していくというようなことを今進めているところでございますので、そのようなことを続けながらやっていこうというふうに捉えています。

【宮嶋カリキュラムセンター指導主事】

国のほうもですね、今回学習指導要領が改定されまして、資質・能力という3つの柱で各教科等が整理されたところでございますので、やはり国語の調査、算数の調査だけでは終わらないで、学校全体の授業改善につなげていきたいと考えております。

特に算数で、例えば立体の図形のところの14ページの辺と面の関係を捉えるというのが、やはりこの4年生の段階で辺と面に着目するということを見ると、ちょっと遅いのかなというふうに考えており、やはり1年生段階から立体に触れたときに、単に1年生だと形遊びとか、そういうような単元名がついているんですけど、その中でやはりどうやって算数の内容の本質的なところに入っていきのかっていうあたりは、他の教科も同じなのかなというふうに考えておりますので、この結果をやはり学校全体の授業改善の取組に進めていただきたいなというふうに考えております。

【渡邊教育長】

それでは、高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

先ほど小原委員が言われたこととちょっと似ているかもしれないんですけど、テストの後のアンケートのほうを見ると、それぞれの設問のデータが載っているんですけど、いわゆるクロス集計というか、こういう集団はこういう傾向があるとか、せっかくいろんな質問をされているので、やっぱりクロス集計をして傾向を見ることで、いろいろ見えてくるのがふえるんじゃないかなというふうには思いました。

それで、相関という意味で、80ページと81ページに「勉強するのが好きですか」とか、「勉

強をする一番の理由は何ですか」、あと「わかりますか」、「役に立ちますか」っていうので、いろいろ御質問をしていただいている、こうぱぱぱと見たときに、例えば理科は、一番好きじゃない子が少ないけど、理科が一番好きな子が多くて、でも10から13で言うと、理科は「わかる」って答えている子が多くて、だけど14から18で「役に立つと思いますか」っていうと、理科は「役に立っていない」と思う子が一番多いとか。国語は好きじゃない子が社会の次に多いんだけど、でもわかり度は高い。わかってるけど、国語はあまり好きじゃないと思っている。役にも立っていると思ってるんだけど、国語はなぜかあまり好きじゃないとか、何となく教科ごとの傾向みたいなものが相関とかでもちょっと違って来るのかなということ。そういうのによって、子どもたちがどうやったら授業に関心を示すとか、興味を持つのかとか、そのアプローチの仕方とかが少し見えてくるのかなというふうに思いました。

そこが1点と、あと82ページの間24から29で、「授業の中で、わからないことがあったら、どうすることが多いですか」っていう質問で、「家の人にたずねる」というのが一番多くて、次が友達で、先生に尋ねるっていう順番だったと思うんですが、私の個人的な気持ちとしては、わからないことがあったら、すぐわからないときにできれば先生に聞いてもらいたい、それが一番タイミング的にも効率的にも効果的にも高いのではないかと感覚的に思うんですけど、残念ながらそこがちょっと一番低くなっているというところが、ちょっと課題というか、ここをなんとかしていただきたいなという気がしております。

もちろん、家庭のほうで子どもの勉強のサポートをしていくってことはもちろんあるんですけど、学習の効果を上げるっていう意味ではやはり先生にここは聞いてもらえるような環境というか、子どもたちが聞きたくなるようなところを研究していただけるとありがたいと思います。

【渡邊教育長】

ありがとうございます。
いかがですか。

【宮嶋カリキュラムセンター指導主事】

「先生にたずねる」っていうところも授業の中でわからなかったらすぐっていうようなことも大変大事なところだっていうふうに思っております。今、ここ3年間しか載っていないんですけど、実は私たち一番大事に、このところで大事にしているところは、一番最後の「そのままにしておく」っていうところに注目しております。

この数値がこの10年間で大分、ここにはないんですけどかわっているんですね。やはり子どもたちが、自分でわからないことが、誰に聞いたらこれが解決できるんだろうとかっていうのは、やはり先生に聞けばいい場合もございますし、友達に聞けばいいときもあるし、これはやっぱり家に持って帰っておうちの人に聞こうかなというところも、いろいろな様々なケースがあると思いますので、やはり授業の中で先生に尋ねることも大事なんですけど、やはり「そのままにしておく」っていうところを、やはりどうやって13.1%を減らしていくのかっていうところが大事なことかなっていうふうに考えております。

【渡邊教育長】

岡田委員はいかがでしょうか。

【岡田委員】

初めて出ておりますので、少しとんちんかんな質問をするかもしれませんが、ぜひ教えていただきたいというふうに思います。

先ほど中村委員からありましたように、教科横断的、横断的なものの質問というか、そういう設問が増えていくといいなというふうに率直に思っております。それは、示されました次期学習指導要領のことを踏まえても必須であるんじゃないかなというふうに思いますし、いわゆる国が示しました教育振興基本計画の中に示されている、それぞれのところに示されている中に、指標としてこういうものがありますっていうのが挙げられておりますので、そういったところを意識していったりすると、いいなというふうに思いました。

それはそのままカリキュラムマネジメントにも繋がっていくんじゃないかなと思いますので、この問題を作成される先生方が、どういう現状を捉えて、どういう工夫をなさるかっていうのが、とても大事な局面に来ているのかなというふうに思いますので、ぜひ人選及び先生方がどういうふうにお考えになってつくるのかっていう、これが大事かなというふうに思いました。

教えていただきたいのは、こちらのほうの報告書の中の83ページのところに、学習をしていこうというふうに考えたとき、やっぱり基本的な生活とかはとても大切だと思うんですが、問35のところ、朝食を毎日「必ず食べる」というのが、28年、29年、30年で81、81.7から80.1に下がっているわけですね。何があったのかなというふうに思って、つまり朝食を食べない子がいらっしゃる。それから、その隣の隣のところにいくと、「食べないことが多い」というのが4.2%になっていますよね。そうすると、ごはんを食べないで学校に来て、1時間目、2時間目、3時間目、4時間目っていうと、頭が回るのかなとか、何かそんなことを心配してしまったりしたんですが、漠然とした質問で本当に申し訳ないんですが、これは何かの川崎の子どもたちの状況を見ていて、何かあるんですかね、思い当たることが。

漠然とした質問で恐縮なんですけども。

【渡邊教育長】

集団そのものが同じではありませんので、ですので、その学年の特徴がどうあるのかっていうのがよくわからないんですが、ただ何か数値が上っていることはやはり気にはなるところでしょうから、岡田委員が言われたように、ひょっとしたらこんなことがっていうものは何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思うんですが。

あるいは、学校に対して説明会など開かれていますよね、皆さん。もう説明会終わったんですか、これからですか。

大変大事な視点で、数値でやはり気になるところについて指導主事の皆さんだけで考えても、やはり現場にいるわけでもないの、むしろ現場で子どもたちを目の前にしている先生たちが、特に今回は4年生を招いたっていう話、4年生の先生を説明会の対象にしているというお話ありましたけど、こういう数値をどういうふうに捉えていますかとか、来年は先生方の目の前の子どもたちが調査を受けるわけですけども、そういう目で見るときに、何かこういう数値の変化について何か感じるころはありますかと、逆に聞いたりですね、考えてもらったりするようなことが

大事だと思うんですね。前にも申し上げて、一方的に皆さんだけが何か伝えるんじゃないで、集まった先生たちに、どうしてなんだろうねというのを考えてもらうことが、自分の課題にする意味では大変大事な作業だと思いますので、今、朝食の件のお話がありましたけど、なかなか考えてもここだけでは解決できないものなので、ぜひ現場の状況を率直に聞いていただくのが大事なのかと、そんなふうに思うんですけどね。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

朝食についてなんですが、私個人の体験というか、あとは自分の何となく見聞きしている親の状況みたいなものを、一般的かどうかわからないんですけど、自分の体験もかなり含めてお話しすると、やはりお仕事で共働きの家庭が増えている現状は、やっぱり少なからず影響はしていると思います。

私に限ったことで言えば、私もこの2年ほど仕事の量が増えてきたりして、やっぱり朝ごはんの準備が、それまではすごく手をかけておかずを作って、ごはんを作ってとやっていたのが、やっぱりいわゆる手抜きというか、手をかけたら子どもが食べるというものでもないで、やっぱりちょっと手を抜いたりとかっていう部分が正直出てきているところがあるので、その下の「学校に持っていくものは、前日にきちんと用意しますか。」っていうところも、「用意する」が下に下がっていると思うんですけど、やはり小学生っていうと、5年生であっても、お子さんによっては自分で全ての用意とかするわけではないので、やはり親の声かけというものがかなり左右されることになるので、やっぱりそういう家庭の状況っていうのは少なからずは影響しているんじゃないかというふうには思います。

【渡邊教育長】

確かに統計的に見ますと、川崎の共働き世帯数は増えているんですね、どんどん。ずっと上昇の傾向にもありますので、そのことが問題だっていうことではないんですが、一つの状況としてはありますね。確かに今、高橋委員が言われたようなことが要因になっているかもしれないですね。

【高橋委員】

もちろん家庭でもそういう部分は担っていく部分があると思いますし、学校からもそういう親に対しての協力ということも言っていただきたいですし、かといって、親が全部準備するのではなく、やはり子どもは自立していかなければいけないわけで、朝食のことは置いておいて、例えば前日にきちんと用意をするかっていうような話は子どもの自立性というか、子どもが自らやるっていうところも上げていくっていう部分があると思いますので、学校のほうと家庭と協力しながら、そういう変化も対応できるようなことを何か今後やっていきたいとか、一緒に考えていきたいなというふうに思っております。

【渡邊教育長】

前田委員、どうぞ。

【前田教育長職務代理者】

先ほど教科の関連という関係のマネジメントもあるんですけど、例えば7番の、算数の7番の問題などの文房具を売っているお店に来ているっていう中で、前にも先生方の立場から言うと、学校で校内研究をするときに、発問だとか机間指導だとか板書だとか、そういうものが先生方が本当に言葉の理解が共通にされているのかどうかってお話をしたことがあるんですけど、同じように授業の中で子どもたちにとっても、例えばここに出てくる四捨五入という言葉や、切り上げ、概数、それから実際の数に近い数、実際の数より大きい数、こういうものが本当に子どもたちが共通して、先ほど小原委員も言われたんですけど、見当をつけるとか、そういうことが本当に共通理解されているのか、教室の中で、そういうことがやっぱり授業改善の一環として確認していくっていうことが大事なのかなと。

同じように、10番の平行四辺形の作図の問題にしても、3年生でアとイの辺でコンパス使って二等辺三角形の作図を3年でやっていますよね。そういうことの確認が5年生に来たときに、このコンパスを使った二等辺三角形の3年の作図が辺の長さであるということが、この5年生の平行四辺形のときに、しっかり教える先生が復習をして、意図してこれを授業展開しているのかとか、作図の意味ですよ、そういうことを共通理解しているのか。何か作図だけやって、こうやれば平行四辺形が書けるっていうことで、わかっている子はわかっているんだけど、やっぱりわからない子はわからないままっていうことになるので、やはり教科の関連ということは、やっぱり算数においても、言葉の理解が本当に子どもたち自身が共通理解をしているのかとか、先生にも必要ですけど、子どもにも、やはり概数だの、四捨五入だの、切り上げだの、実際の数に近いとか大きいとか、そういうことが本当に全員が理解、同じ意味で理解しているのかとか、そういうことが不安になってくるのではないかなと、そんなことをちょっと感じました。

【渡邊教育長】

確かに、与えられた長さのものを書くのと、図形を用意しておいてそれを写し取りなさいっていうのと、違う発想があるかもしれませんよね。前田委員言われたように、むしろその辺の長さを写し取るという意識になると、どういう性質を使って作図をしているのかっていうのが逆にわかりやすくなるかもしれませんよね。逆に、3センチ、4センチ書きなさいっていうと、技術的なもので済んでしまうかもしれないけれども、どういう作業をしているのかっていうのを、よく考えさせるとまた違った理解ができるかもしれませんね。

【宮嶋カリキュラムセンター指導主事】

現場の先生方は、平行四辺形がかけているとなると、この子は理解できている、この子はできていないって判断されると思うんですね。それは、教室の中に平行四辺形をかけていない子がいるので、やはりそっちのほうに目が行ってしまって、何を根拠にしてかけているのかっていうところが抜けてしまっているのかなというふうに思いますので、ぜひそういったところをやっぱり授業改善、こういう調査をすると実はかけていても、根拠となる長さを写し取るっていうことがわかっていないんだと明らかになりますので、そういったところで現場の先生方と一緒に授業改善を進めていきたいなというふうに思っております。

【渡邊教育長】

小原委員、どうぞ。

【小原委員】

子どもたちがコンパスを使っているのを見たことがあります。コンパスどうやって使っていました。

【宮嶋カリキュラムセンター指導主事】

先生方がしっかり点をとってやってく下さいねというふうに、技能的なところはしっかりなされていくと。

【小原委員】

僕が子どもたちのコンパスを使うのを見たときに、コンパスをこういうふうにするじゃないですか、このまま別のところにこうやっているんですよ。コンパスって上でこう取りますよね。だから動かないで書けるわけじゃないですか。でも、あの子たちが見るのは、大体の子がこう置いて場所を取ったら、これをこうやって両方の手で一生懸命こうやるんですよ。だから、必ずコンパスがずれているんですよ。それぐらい、コンパスの使い方も覚えてないっていうか、どうやって使ったらいいか、わかってない。

また、そのコンパスが残念ながら開いてしまうコンパスなんです、みんな、どの子のコンパスも。だから、道具としてのコンパスというのも困った部分があるんですけど、使い方自体が、コンパスの正しい使い方っていうのを、もしかしたら若干は教えなきゃいけないのかもしれない。見よう見まねでできるかどうかっていうのはあるかもしれないっていうところは。

コンパスで遊ばないんですね、あんまりね、あの子たち。

【渡邊教育長】

よく、模様を描いたりというような活動を、数学的というよりも、円を描いて模様をたくさんつくるとか、やりますけどね。

【小原委員】

幾何学っぽいものをやったりしてたと思うんですよ、自分たちは。型板みたいなのでぐるぐる回すと図形ができるようになっていたのがあったんですけど、そういう感覚って今の学校の中ではコンパスで何かを、幾何学の模様をつくるようになっていたのはないんですか。

【宮嶋カリキュラムセンター指導主事】

そういう活動はございます。教科書の中にも、模様をつくってみようとか、そういったところはあります。

【渡邊教育長】

むしろ、小原委員が言われたように、コンパスのねじがゆるんでいないかどうかとか、そうい

うところをよく見てあげるっていうのは、本当は御家庭でやっていただけるといいんだろうけれども、両手でやるというのは、今言われたように広がってしまうので押さえているような子がいたとしたら、ねじがゆるんでいてですね、頭をつまんで回すことができているかもしれないし。道具が正しい状況かどうかっていうのは、先生方にそこまで御面倒かけるのも大変かもしれないけど。

【小原委員】

申し訳ない話なんですけど。

【渡邊教育長】

ただ、そういう問題はあるかもしれませんね。

【宮嶋カリキュラムセンター指導主事】

まさにそこができていないと、コンパス、図形の根拠までいかないと思いますので。

【渡邊教育長】

どうぞ。

【永田カリキュラムセンター指導主事】

理科においても、実験器具とか操作には課題があつたりしますので、道具がどうしてそういう構造になっているのか、その操作の手順がどういう意味でなっているかという指導を丁寧にしていくことで、そのところが固くなっている理由とか、そこを支点に回すとか、そういうことにもつながると思いますので、やはりそういう指導が必要かと考えております。

【渡邊教育長】

そういうことなんかも説明会ですか、この中で投げかけていくということは大事ですよ。特に若い先生方が多くて、そういうところまで気持ちが向いていないこともあるかもしれないし、経験的にですね、コンパスの使い方が。

ぜひ、いろんな状況を捉えて、必要な御指導いただけるとありがたいなと思いますけども。

【鈴木カリキュラムセンター室長】

資料を1点訂正させていただいてよろしいでしょうか。

本日のこの資料の中の6ページになります。6ページの左側の問題、左側の問題の、選択肢がある横に、正答4、正答率61.7%と書いてあるんですが、4と書いてありますが1の誤りでございます。

【渡邊教育長】

では、資料の訂正をお願いします。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

82ページと83ページなんですけれど、問30、「学校のある日で、1日どれくらい勉強しますか。」、問30、31、32で、3時間以上勉強しているっていう子がだんだん増えているんですね。小学校5年生なので、人それぞれあると思うんですけれど、3時間以上勉強するっていうのはなかなかの量だなという。

やはり、これを見ると、受験を考えて塾等で受験勉強されている方も増えているのかなというふうに私は予想するんですけど、33番、「学習じゅくに、通っていますか。」っていうと、やっぱり通っている子たちも増えている。塾の影響って、やっぱり少なからずあると思っていて、それで難しい問題の正答率が大体3割とか4割のものについて、それを答えられている子は例えば塾に行っている子ばかりだってなると、ちょっと何となく、そこに問題があるような気はやっぱりするんですね。

私もこれ、全部解かせていただいたんですけど、例えばコンパスの問題とかは、でも受験やっつてる子だったらわかるんだろうとか、難しいんだけど、これは受験の塾に行っているような子は、カリキュラムの中に入ってそうだな、ただ単純に覚えるんじゃないくて、いろんな思考とかそういうものを総合的に使って答えるような問題というの、いわゆる中学受験の中でたくさん出るので、そうすると、塾に行っている子しか答えられないみたいな、もし状況があれば、そこはすごく問題が隠れていると思うので、そういうクロスチェックというか、みたいなものも少しやっていただいたほうが、こういうふうに塾に通っている子、明らかに受験勉強で本当にとっても勉強している子が増えている状況なので、そこら辺をちょっと分析をして、学校で教えることが足りているのかとか、そこら辺を塾の影響をなしにしたところで見ると、いいなというふうに思いましたので。

【渡邊教育長】

個別に塾に通っていますかっていうのは、聞いていますか。回答はありますけれども。Aさん、Bさんがそれぞれがどうかっていう、そこまでのある意味プライベートな部分について聞いているかどうかですよ。

【高橋委員】

アンケートは匿名ってことですよ。

【宮嶋カリキュラムセンター指導主事】

アンケートは、それぞれ別々にとっていきますので。

【高橋委員】

テストは名前を書いて返ってくるわけですよ。アンケートは名前を書かないで匿名でとっているということですか。

【宮嶋カリキュラムセンター指導主事】

匿名ではないですね。

【高橋委員】

ちょっと塾に通っている比率が上ったりとかってしているところで、その影響をやっぱり考えないで、今からの公立学校の教育を考えていくっていうのはやっぱり難しいのかなっていうのは、ちょっと感想としてはあります。

【渡邊教育長】

子どもがわかっている、理解しているというのが自分の指導の成果なのか、あるいは塾で先に予習のような形で学習しているのかっていうのは、大体先生方も状況として理解できるところはあるんでしょうけども、なおさら学習塾などに通っていないお子さんに対して、皆がわかっているから多分大丈夫だろうっていうふうな形ではなくて、きめ細やかに見ていくことは必要でしょうし、調査がそこまで分析できるかどうかわかりませんが、視点としては学習塾に通っていないお子さんが置いていかれることがないように、しっかり見ていかなければいけないということでしょうね。

特に問題なども、普段の45分でこれだけの量をこなすというのは、通常の授業ではあまりないわけですよね。学習塾に通っていれば、訓練されるという言い方がどうかはあれですけども、限られた時間の中で量をこなすというやり方もあるでしょうけど、普段の授業で、ゆっくりとこの子はどう考えてますかとかですね、あるいは説明文などの、ゆったりと読んでいく中で、改めてこの45分でこの問題量を出されたときに、わからないで無答なのか、そこまでたどり着かなくて無答なのか、そのあたりをよく見ていかないと、正しい状況がわからないので、いろいろと工夫していただくのも必要かと思えますけどね。

【辰口カリキュラムセンター担当課長】

出題の量のことだったりとか、問題の傾向なり正答率が例えば少ないのも、できなくて正答率が低いのか、それからあるいはそれが本当に適切な問題だったのかというところはまた担当と、これから次年度に向けては検討していきたいと思っておりますので、また御意見頂戴したことを持ち帰り検討したいと思っております。

【渡邊教育長】

よろしく申し上げます。

それでは、大体よろしいでしょうか。

では、改めまして、ただいまの報告事項No.3でございますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.3は承認いたします。

報告事項 No. 4 平成30年度優良PTA被表彰団体の決定について

【渡邊教育長】

続きまして、「報告事項No.4 平成30年度優良PTA被表彰者団体の決定について」でございます。説明につきまして、生涯学習推進課長、お願いいたします。

【大島生涯学習推進課長】

それでは、「報告事項No.4 平成30年度優良PTA表彰団体の決定について」、御説明させていただきます。

1ページをごらんください。はじめに、1の文部科学大臣表彰の(1)優良PTA団体表彰についてでございます。この表彰は、毎年、各区PTA協議会から区内の優良PTAを推薦していただき、市の選考委員会を経て推薦しているものでございます。

恐れ入りますが、3ページの「優良PTA文部科学大臣表彰要項」をごらんください。文部科学大臣表彰は、PTAの健全な育成、発展に資することを目的に、2の表彰基準にございまして、組織、運営、活動の面から優秀な実績を上げているPTA団体を表彰するものでございます。

1ページにお戻りください。今年度は、4月25日に市の「優良PTA表彰候補団体選考委員会」を開催し、文部科学大臣表彰として推薦のありました計6団体の中から2団体を選出し、神奈川県教育委員会へ推薦しておりましたが、表に記載の「川崎市立子母口小学校父母と先生の会」、「川崎市立菅生中学校PTA」が神奈川県教育委員会の選考委員会を経て、文部科学大臣へ推薦され、このたび被表彰団体として決定されたところでございます。

表彰式は、11月21日に、ホテルニューオータニにて執り行われる予定でございます。

次に、(2)PTA活動振興功労者表彰についてでございますが、この表彰は5年に1度、PTA活動の振興に顕著な功績のある方を文部科学大臣が表彰するものでございます。

恐れ入りますが、4ページの「PTA活動振興功労者表彰要項」をごらんください。2の表彰基準にございまして、PTAにおいて、原則として3年以上にわたり、会員または役員として(1)から(4)の分野において、その活動の振興に顕著な功績のある方を表彰するものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、本市からは2名を選出し、神奈川県教育委員会へ推薦しておりましたが、「小原良 川崎市PTA連絡協議会元会長」、「斉藤植栄 川崎市PTA連絡協議会元会長」が神奈川県教育委員会の選考を経て、文部科学大臣へ推薦され、このたび被表彰者として決定されたところでございます。

表彰式は、(1)の優良PTA団体表彰と同日の11月21日に執り行われる予定でございます。

次に、2の神奈川県教育委員会表彰でございます。5ページの「優良PTA神奈川県教育委員会表彰要項」をごらんください。第2条の推薦基準につきましては、文部科学大臣表彰の表彰基準と同様の基準となっており、こちらも組織、運営、活動の面から、優秀な実績を上げているPTA団体を表彰するものでございます。

1 ページにお戻りいただきまして、2 の表彰につきましては、4 月 25 日に市の「優良 P T A 表彰候補団体選考委員会」を開催し、各区 P T A 協議会から、神奈川県教育委員会表彰候補団体として推薦のありました 5 団体全てを神奈川県教育委員会へ推薦していましたが、表に記載の「川崎市立宮前小学校 P T A」、「川崎市立古市場小学校 P T A」、「川崎市立白幡台小学校 P T A」、「川崎市立下布田小学校 P T A」、「川崎市立柿生中学校 P T A」の 5 団体が被表彰団体として決定されたところでございます。

表彰式は、11 月 14 日に神奈川県庁で執り行われる予定でございます。

2 ページには、被表彰団体等の業績を、また 7 ページから 9 ページには各賞の決定に係る通知を資料として添付しておりますので、後ほど御参照ください。

なお、10 ページでございますが、参考といたしまして、公益社団法人日本 P T A 全国協議会会長表彰について記載しております。こちらは、川崎市 P T A 連絡協議会が推薦するものでございまして、「川崎市立西菅小学校 P T A」、「川崎市栗木台小学校 P T A」が被表彰団体として決定されたところでございます。

説明は以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のおり説明いただきました。
御質問などございますでしょうか。
中村委員、どうぞ。

【中村委員】

2 ページ目に、被表彰団体の業績一覧が書かれているんですけども、これを見ただけだと、よくわからないですね。

P T A の活動というのは、地域によってはやらされてる感たっぷりというか、何でやってるんだろうという意味がわからないところが結構あると思うので、ぜひ優良団体の方とかの活動を、こういう数行ではなくて、もっと見える形にさせていただいたり、やってみてどうだったかということ、市内の学校とかに伝わるようなことをしていただきたいんですけども、何かそういう計画はあるんでしょうか。

【大島生涯学習推進課長】

これら P T A の、例えば子母口小学生父母と先生の会であれば、ここには 2 行しか書かれていないんですが、ここに書かれているボランティア制度の導入につきましては、例えば学校の校外学習の引率の際、あるいは家庭科の実習の際に、保護者の方からこういったボランティアを募りまして、授業の補助に入っていただくとか、そういった活動をされているということでございますので、こういった優良 P T A の表彰を受けた団体の特徴的な活動等については市の P T A 協議会等とも通じまして、各 P T A で共有ができるような、そんな取組は続けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの報告事項No.4ですが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.4は承認いたします。

報告事項 No. 5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」でございます。説明を庶務課担当課長にお願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「報告事項No.5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」、御説明申し上げます。こちらは、「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、「川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程」及び「川崎市教育委員会職員服務規程」の一部改正について、平成30年9月28日に教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御報告し、承認を求めるものでございます。

はじめに、改正の趣旨でございますが、報告事項No.5資料をごらんください。

平成29年1月20日に厚生労働省により策定された「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の事業主向けリーフレットでございます。

本ガイドラインの主なポイントといたしまして、「使用者には、労働時間を適正に把握する責務があること」、「労働時間の考え方」といたしまして、「労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たること」、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置」といたしまして、「使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること」とされ、(1)の原則的な方法の1つとして、「ICカード等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること」が示されております。

本市といたしましても、本ガイドラインに基づき、職員の労働時間を適正に把握するため、現行のICカードによる出勤時間の登録に加え、退勤時間の登録及び管理を、平成30年10月1日から開始することといたしましたので、それに伴い、所要の規程の整備を行うものでございます。

それでは、報告事項No.5をごらんください。

表紙をおめくりいただき、1ページをごらんください。この訓令は、第1条において川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程を、第2条において川崎市教育委員会職員服務規程を改正するも

のでございます。

2枚おめくりいただき、3ページをごらんください。制定理由でございますが、退勤情報の登録及び管理を実施するため、この訓令を制定するものでございます。

1枚おめくりいただき、4ページをごらんください。第1条関係の、川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程の新旧対照表でございます。新旧対照表につきましては、左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

第1条の3行目でございますが、「出勤等」を「出勤状況及び出退勤情報」に改めるものでございます。このほかの改正箇所につきましては、教育委員会の職員出勤記録整理規程は、市長事務局の職員出勤記録整理規程を準用しておりますので、市長事務局の規程改正により、教育委員会の規程にも改正の効果が及ぶこととなります。

1枚おめくりいただき、5ページをごらんください。第2条関係の、川崎市教育委員会職員服務規程の新旧対照表でございます。第11条及び第13条の改正は、これまでの出勤時の登録に加え、退勤時にも退勤情報の登録を行うことを定めるものでございます。

1枚おめくりいただき、6ページをごらんください。第14条の改正は、出勤記録管理者がこれまでの出勤情報の確認に加え、退勤情報の確認も行うことを定めるものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻り願います。附則でございますが、第1項は、この訓令の施行期日を平成30年10月1日とするものでございます。第2項は、平成30年9月の出勤状況の月締め確定処理は、なお従前の例による経過措置を定めるものでございます。

1枚おめくりいただき、2ページをごらんください。第3項及び第4項についても経過措置の規定でございますが、当分の間、市立学校に勤務する職員は退勤情報の登録を行わないことといたしますので、今回改正した二つの規程の退勤情報の登録や、退勤情報が登録された記録の管理に関する規定につきましては、当分の間、市立学校に勤務する職員には適用しないこととするものでございます。

説明は以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のおり説明いただきました。

何か質問等ございましたらお願いいたします。

小原委員からどうぞ。

【小原委員】

改正はするけど、当分は適用しないということなんですか。

【渡邊教育長】

教職員の部分ですね。

【大塚教職員人事課担当課長】

教職員の方は、ちょっと手厚く、御説明して円滑な導入を図りたいと考えておりますので、私ども教育委員会事務局の職員は、10月1日から出勤もICカードをかざしますし、退勤時にもか

ざすと。ただ、学校に勤めている教職員の皆様につきましては、出勤時にはＩＣカードを今までどおりにやっていただくんですけども、退勤時につきましては、年度内、できれば３月ぐらいから導入という形で、今のところ考えているところでございます。

【小原委員】

それは、システムとして間に合っていないってこと。

【大塚教職員人事課担当課長】

システム的には問題ないんですけど。

【小原委員】

問題ない。だけど、何らかの理由があって。

【大塚教職員人事課担当課長】

まず、こちらのほうとしても、整理とか手続等を理解した上で、十分な説明する時間がとれなかったというところと、一部もしかしたら、教職員の場合、私どもと違って、勤務の体系が異なっていると。例えば、私どもですと１２時から１時まで休憩をとれるんですけども、教職員の皆様の場合は、不規則な時間になっていたりするところもありまして、その部分でちょっと想定外の対応とか、場合によってはシステムを改修しなきゃいけない場合も考えられるところもありまして、ちょっと遅れているところでございます。

【小原委員】

教育委員会の職員は、休憩時間というのは、今１２時からというのがあるようですね。その時間は、ＩＣカードで何かを操作をするんですか。

【大塚教職員人事課担当課長】

操作はしないです。

【小原委員】

しませんよね。その中で、教員のほうは、システムを変えなきゃいけないものっていうのは何なんですか。

【大塚教職員人事課担当課長】

ちょっと説明が足りなくて申し訳なかったんですけども、例えば半休という、朝、午前中半休をとるといった場合は、私どもですと８時半から１２時が半休なんですけれども、１２時から１時が休暇ということで、もし午後から来る場合は１時までにＩＣカードをかざせばいいんですけども、教職員の皆様の場合ですと、１２時から１時に休憩という情報は入っていない仕組みになっているところもありまして、半休を申請したときの午後から出勤というところの部分の運用で、いろいろと制度を周知しなきゃいけない部分とかがありまして、ちょっと細かい話で申し

訳ないんですけども。

【小原委員】

何かがあって、まだできないということですね。

【大塚教職員人事課担当課長】

そうですね、先送りにさせていただいているというところがございます。

【小原委員】

わかりました。

それで、もう1点教えてほしいんですけども、ICカードで退勤時間をチェックができるようになったら、先生の労働時間というのが記録されるじゃないですか。時間数がある一定に達したら産業医に面談をするとかって、そういうふうになるはずですよ。その辺はどうお考えなんですか。

【渡邊教育長】

お願いします。

【佐藤教職員企画課担当課長】

今現在もそうなんですけれども、御承知かと思えますけれども、ICカードではなくて自己申告という形で勤務時間記録簿というものの記録をもとに、産業医の面接指導ということを見せていただいているんですけども、ICカードが導入されますと、勤務時間といいますか、在校時間という形になろうかと思えますけれども、その時間の把握が容易にできることになります。

今後は、これはまた給与厚生課のほうとも協議する必要があるかと思えますけれども、全ての時間を勤務時間とみなして産業医の面接指導の対象として面接を行っていく対象者とするのか、それともやはり在校時間になりますので、若干勤務時間とは少しずれる部分も準備とかが入る部分、片付けだとかっていう時間もありますので、そういった部分を考慮するのかを含めて今後の取扱いについては調整をしていきたいと思っております。

【小原委員】

そういうことですね。実際に勤務している時間なのかどうなのかってというのが定かじゃない部分もあるってことですね。

【佐藤教職員企画課担当課長】

我々ですと時間外勤務命令というのが1つあって、さらには在勤時間というんでしょうか、庁舎にいる時間というのが、2つの時間が今、管理ができていく状況になるんですけども、教員さんの場合には、在校時間、任意という形になりますので、この取扱いについては少し考え方を整理する必要はあるかなと思っております。

【小原委員】

学校にいる状態でも、在校と在勤という状況にはできないってことですか。

【大塚教職員人事課担当課長】

今のところ、出勤時と退勤時にかざすだけです。実際に勤務を始めたときにまたかざしていただくような仕組みになっておりませんので。

【小原委員】

教育委員会の中で事務局の中にいる時間と、勤務している時間というのは、それはICカードか何かで。

【大塚教職員人事課担当課長】

そこはしていません。

【小原委員】

していませんよね。どうやって把握しているんですか。庁舎にいる時間と勤務している時間というものの違いというのは、どうやって把握しているんですか。

【佐藤教職員企画課担当課長】

産業医面談という今お話がございましたので、産業医面談は時間外勤務が月80時間とか、月100時間を超えた場合とか、こういう形になります。我々の事務職員の場合には、時間外勤務命令というのがございますので、それが80時間とか100時間というのが対象になります。ですから、それについては時間外勤務命令という別の管理がございますので、それに基づいて行っている。ただ、教員さんの場合にはそういった部分がないので、在校時間の中でどの時間を対象としていくのかという、少し整理が必要かなと考えているところです。

【小原委員】

要するにあれですか、命令があつて勤務しているのかどうなのか見分け辛いということですかね。

【佐藤教職員企画課担当課長】

それもございますし、今、限定4項目という時間外勤務を命令できる項目も限られてしまっていますけれども、ただそうは言っても、教員さんの中にはそれぞれ校務分掌で示された業務がございますので、その区切りということでは非常に難しい部分はありますけれども、業務で残っていらっしゃればその時間ということになるので、ただ時間の管理としては在校時間しかとれない状況ではございますので、在校時間でどのような取扱いをしていくかということが、面談につなげていく時間という形になろうかと思えます。

【小原委員】

まだちょっと、じゃあ検討する余地がある部分ではあるということですか。

【佐藤教職員企画課担当課長】

そうですね、まだ具体的に始まるまでには、整理をして取扱いをしていきたいと思っております。

【小原委員】

わかりました。

【渡邊教育長】

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

ちょっと不勉強なのでわからないところがあるので教えてください。

いわゆる一般の会社に勤務されている場合、例えば入口・出口でピッてかざして管理されているようなところは、入社と退社なので、今言った在校時間みたいなものを作って、例えばパソコンを立ち上げると何かしらのシステムが出て、そこにピッてやって、それから仕事を始めて、仕事を終わるときに、パソコン使っている仕事であれば、パソコンを落とす前にカードか何かをピッてかざして仕事が終わりました、パソコンをとめて帰りますみたいなそういう仕組みもあると思うんですけど、学校の先生の勤務時間の管理とか、いわゆるさっき言った産業医の話とかで言うと、いわゆる普通の会社だと、残業、時間外労働といわれる部分だと思うんですけど、先生には明確に時間外労働っていう、例えば事務局さんであれば、何時何分以降は時間外労働みたいな明確な区分があると思うんですけど、先生方については、そういう何時何分から全部後ろは時間外労働なので、例えば8時に出勤されて、帰るのが20時で、例えば5時から8時までは機械的に時間外労働ですみたいな、そういう単純な区切りがつかない、そこに何かしらの先生ならではのルール適用だったりがあるので、その準備が間に合っていないという理解であっているのか、とは違う。

【佐藤教職員企画課担当課長】

まずは先ほどおっしゃられた、我々の部分でいきますと、5時で終わると、5時から、例えば7時に帰ったとすると、それが時間外労働だというお話ではなくて、必ず時間外というのは所属長さんの命令があって初めて時間外労働となるんですね。

例えば、7時に業務は終わりましたが、そこから少し何かお休みをされて退勤されるっていう方も中にはいらっしゃるかもしれません。ですから、その業務が終わってから退社するまでの間が時間外労働にはならない形になります。

その部分が、ちょっと教員さんの中では、今時間の取り方が1種類しか取れませんので、そこら辺の取扱いは少し検討する必要はあるかと。あくまでも、産業医面談につなげるための時間ということでの取扱いは整理が必要かなとのこと。

【渡邊教育長】

先ほどもガイドラインの説明をいただきましたけれども、ガイドラインでいうところの労働時間に当たる部分でない時間も在校時間に含まれているということですよ。ですから、その時間については、産業医の面談の時間にはならないという解釈でよろしいですか。

【佐藤教職員企画課担当課長】

そうなりますけれども、その取扱いというのが、一概に時間が全然出ませんので、そこはどうかというふうにみなすかというところでの運用をどうしていくか、ということになるかと思えます。

【渡邊教育長】

そのあたりのところを、これから少し詰めておかないとよろしくないのでは、実際に教員への適用は当分の間、先になるという、そういうことですね。

【佐藤教職員企画課担当課長】

それも一つの理由です。

【小原委員】

参考までに教えてほしいんですけど、今後、教員の残業時間というのが、今は給与のところでしたら基本給の4%とか、そういう世界ですよ。

【佐藤教職員企画課担当課長】

教職調整額。

【小原委員】

今後の方向性として、そのままずっと進んでいくような感じなんですか。国の動向とかがというのは。

【渡邊教育長】

まだ、そこまでの議論はないですね。教職調整額について手をつけなきゃいけないんじゃないかという意見を言っている方も学者さんなどありますけれども、国自体がそこについての見直しの話はまだ聞いておりませんし、相当な額ですよ。

【小原委員】

なりますよね。

【渡邊教育長】

ですので、簡単にはいかないでしょうね。本質的な問題はそこにあるということは、理解しているところではあるとは思いますがね。

【小原委員】

そうすると、今この状況で就業時間を明確にするのは、産業医の関係が一つと、あともし、労災とかそういうのが発生した場合、管理している側としてきちんとその人が何時間働いていたのかというのを把握しなければいけない立場だということですね。

わかりました。

【渡邊教育長】

高橋委員。

【高橋委員】

この資料のガイドラインの労働時間の考え方というところを読んでいて、一つ心配に思ったことがあるのでお伝えします。

例えば、参加することが業務上義務づけられている研修教育訓練の受講や何とか云々、云々というお話があって、これはいわゆる業務上指示があった研修なのか、自己研さんを含むものなのかみたいところが引っかかってくるのかなと思うんですけど、川崎は若い先生がすごく多くて、教職員の働き方の時間の調査のときも、やはり若い先生が授業の研究ですとか、そういうもので時間が遅くなるような傾向があるというか、そういうお話はたしか出ていたとあっていて、その場合、若い先生方が多い川崎で、じゃあ若い先生方が学校に残って、授業研究なり、いろいろな勉強されるものが、自己研さんの部分なのか、業務上必要なものなのかっていうことは、すごく大事になってくると思いました。

やっぱり、なったばかりの先生なんかは、もちろん子どもたちを指導するために業務上勉強もしていただかなければいけないし、でもそこは先生方の個人の研さんというか、利益の部分にもあたるところなのですが、その部分をきちんと調整というか、きちんと管理していかないと、やはり若い先生方の過重労働とか、そういうことにつながると思うので、その部分をしっかりと検討される部分だと思うので、考えていただいた上で、かつその時間の調整とか、そういうものも含めて御検討いただければと思います。

【渡邊教育長】

難しいですね。現場の先生自身が、私たちは健康をやはり大事にしてほしいし、十分な休養をとって翌日をまた迎えてほしいと思うわけですが、この話をしたときに、現場も2つの意見に分かれるわけですよ。きちんと時間をやっぱり管理してもらったほうがいいねという意見もある一方で、自分が自主的に、自発的に研究活動などをして、自分が教材研究したいのに、時間で区切られて、もう何時になったら帰れっていうふうに追い出されるような状況は嫌だっていうふうな声もあるわけですね。

そこがやっぱり、事務仕事と違う、何て言うんですかね、線引きの難しさがあるんですね。かえってモチベーションを下げるよというふうな言い方をする人もいますよ。

ただ、私たちは健康をやはり大事にしなきゃいけないというふうに思っていますので、こういうふうにはやっていますが、そのあたりで現場の先生方はよく理解をしていただかないと、逆に

マイナス効果になってしまっただけではない話なので、単に時間だけで語れないものがあるので、どういうふうにそういうふうな状況を理解してもらって、皆さんが健康を害することなく従事できるようにしていただくかというのを考えていただきたいところですよね。

多分、大学の先生なども時間がついていうんじゃないで、御自分の研究がずっと遅くまで続くような状況だって恐らくあるでしょうし、職人さんだって、この仕事が時間が来たら終わりじゃなくて、自分が納得するまで何度もやり直して、つくり直していくなんていう作業をされることがありますよね。何か、それと近いところがあるので、何か難しいですよ、時間で語るのはね。

無制限で何でもやったほうがいいって話をしてるわけじゃないんですけどね。本人の意識なんですよ。どういうふうに向いているかがあるので、その難しさをいつも感じるんですよ。

中村委員。

【中村委員】

そのとおりだと思います、制度を決めても何かうまくいかない。どうしてこういうことをやりたいかっていうのを、先生方に理解してもらわないと難しいです。私も本当にタイムカードをつけたら時間オーバーだと思うんですけども、別に自分で嫌でやっているわけでもないから、健康でいるんですけども、そういう調整を自分でできるようにするための指標の一つぐらいでしかないんじゃないのかなという気がします。一番問題なのは、これを導入したことによって、先生方のモチベーションを下げってしまうことだと思います。あまり管理されると、先生方は多分嫌になってしまうと思いますので、導入のシステムがどうのこうのではなくて、意図をどう伝えていくかというところが一番大事なのかなという気がします。

【渡邊教育長】

岡田委員はいかがですか。

【岡田委員】

皆さんが出されている意見で、自分も学生さんのことを考えると、やっぱり7時、8時平気で残っているってことになりまして、結果としてそれが成果としてあらわれて、学生さんの自己実現に繋がっているとき、とても充実感を感じるということがあります。

しかし一方、勤務時間が長くなるってことは当然ありますので、その折り合いをどうつけていくかということなんだというふうには思いますし、国のほうでも今考えているところではないかなというふうには思いますが、先ほどからお話が出ているように、川崎の先生方が目の前の子どもたちに一生懸命やりたいという、その熱意というか、それをやっぱり失わせないようなものっていうのは、やっぱり必要じゃないかなというふうには思います。

【渡邊教育長】

当分の間ありますので、それまでに、よく現場に趣旨をよく理解していただくように努めていただくのがよろしいかなと思いますけれども。

このあたりでよろしいですか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの報告事項No.5でございますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.5は承認いたします。

報告事項 No. 6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」でございます。

こちらは、庶務課長をお願いいたします。

【森庶務課長】

それでは、「報告事項No.6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」、御説明申し上げます。

こちらは、「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、課長級の職員の人事異動について、平成30年9月21日に教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条2項の規定に基づき御報告し、承認をいただくものでございます。

表紙をおめくりいただき、1ページをごらんください。本年10月1日付けで幸区役所の生涯学習支援課日吉地区担当の担当課長への人事異動がございましたので、それに伴い、教育委員会におきましても同日付けで当該職員に対しまして、幸市民館日吉分館長及び幸図書館日吉分館長に併任発令を行ったものでございます。

説明は以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のおり説明をいただきました。

何か御質問ございますでしょうか。

それでは、ただいまの報告事項No.6につきまして、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.6は承認いたします。

8 議事事項 I

議案第42号 平成31年度川崎市立高等学校入学定員（案）について

【渡邊教育長】

続きまして、議事事項 I に入ります。

「議案第42号 平成31年度川崎市立高等学校入学定員（案）について」でございます。
説明を指導課担当課長にお願いいたします。

【濱野指導課担当課長】

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第42号、平成31年度川崎市立高等学校入学定員について、御説明申し上げます。既に、「平成31年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」につきましては、6月の教育委員会定例会におきまして議決いただいておりますが、本日は「川崎市立高等学校の平成31年度の入学定員」についてお諮りするものでございます。

議案の説明に入る前に、神奈川県の入学生定員について御説明させていただきます。別紙の「資料1」をごらんください。

はじめに、県内の公立中学校卒業予定者数についてでございますが、上の表の太枠の「H31年3月」の欄にあるとおり、神奈川県全体では、今年度の公立中学校の卒業生数を6万8,727人と見込んでおります。これは、前年度の卒業生数より4,133人の減少となります。川崎市内におきましては、前年度より1,766名減少の、9,705人と見込んでおります。

公立中学校卒業予定者数につきましては、今後も神奈川県全体としては減少の傾向であります。川崎市におきましては、増加減少を繰り返しながら、平成34年3月には1万人を超える見込みとなっております。

次に、下の表をごらんください。県内の公立中学校卒業生の進路状況別進学率についてでございますが、表の右側の太枠にありますように、平成30年3月の公立中学校卒業生数の実績は、6万9,140人で、そのうち全日制公立高校に進学した者は、4万2,824人、全日制私立高校に進学したものは、1万4,435人でした。

これに、県外等の全日制高校に進学した者、5,590人を加えると、全日制高校への進学率の実績は、90.9%でした。これは、平成29年3月と比べ、0.2ポイントの増加となり、4年連続で9割を超えております。

次に、県内公立高等学校の入学生定員計画の策定につきまして御説明いたします。1枚おめくりいただき、「資料2」をごらんください。

神奈川県における公立高等学校の入学生定員計画は、公立、私立高等学校の設置者及び代表者で

構成される「神奈川県公立高等学校設置者会議」において策定されます。こちらの「資料2」は、本年9月4日に行われました同会議における資料をもとに作成したものでございます。

平成31年度公立高等学校生徒全日制入学定員の目標設定の考え方及び計画につきましては、(1)にあるとおり、「全日制進学率の向上を推進するため、公私各々が自らの責任として実現を目指す定員目標を明確にした上で、その実現に最大限の努力する」という考えに基づくものでございます。

公立高校全日制の目標設定にあたりましては、(3)にあるとおり、「公立中学校卒業予定者の動向に対応できるよう定員枠を確保する」こととし、入学定員目標を4万2,500人程度としたところでございます。これは、今年の実績よりも324人の減少となりますが、卒業予定者数が413人減少の見込みでありますので、卒業予定者数全体の割合で見ますと、前年と同程度の約62%となります。

また、私立の入学定員目標は、(4)にあるとおり、1万4,600人程度としており、全体の割合で見ますと、約21%となります。

さらに、県外等の全日制高校への進学率が、今年と同程度と考えますと、全日制への進学率は合わせて91%を超える見込みとなります。

今後は、公立と私立が互いにこの目標値の実現に向け努力することで、さらに全日制進学率の向上が図られるものと見込んでおります。

それでは、議案書のほうにお戻りください。議案、「平成31年度川崎市立高等学校入学定員」につきまして御説明させていただきます。

はじめに、「1 全日制課程」の入学定員についてでございます。入学定員につきましては、県内の公立高校の目標値にあわせて、神奈川県、横浜市、横須賀市と協議・調整をしながら設定をいたします。平成31年度入学者選抜における定員につきましては、先に述べましたとおり、公立中学校卒業予定者数が減少することが見込まれますが、川崎市内におきましては、公立中学校3年生の昨年度、来年度の増加分等を考慮いたしまして、今回も昨年度と同規模で対応することとし、全日制全体における入学定員の合計を、1,280人といたします。

次に、「2 定時制課程」の入学定員についてでございます。先ほど御説明したとおり、「神奈川県公立高等学校設置者会議」において、「全日制進学率の向上を目指すこと」を目標としており、その結果として、定時制の欠員の生ずる傾向がございます。その一方で、定時制を受験した中学生のうち、積極的に定時制への進学を希望する者の割合も多く、定時制進学希望者へのニーズにもしっかりと対応していくことが求められております。

定時制の進学率は、景気の動向など、経済状況等に左右されやすい面もあり、予測が立ちにくく、志願者が増えた場合にセーフティネットとしての機能が十分に果たせるよう、定時制全体の入学定員につきましても、昨年度と同規模の385人といたします。

なお、神奈川県、横浜市、横須賀市におきましても、先にお示した、公立高校の目標値に合わせて協議・調整を行った上で、今月中にそれぞれの入学定員を定めることになっております。

最後に、「参考資料」といたしまして、「平成30年度川崎市立公立高等学校選抜結果」及び「平成31年度川崎市立高等学校における募集形態」を添付してございますので、御参照いただければと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。
何か御質問などございますでしょうか。
小原委員、どうぞ。

【小原委員】

一つだけ教えていただきたいですけど、「資料2」の資料の全日制の県内公立、県内私立っていうのがあって、324人と165人、減っているところがありますよね。324人減ったみたいな形になっていますよね。これっていうのは、公立学校と私立と、何かこの、打ち合わせみたいので決まっているんですか、この人数って。

【濱野指導課担当課長】

目標値のほうでしょうか。

【小原委員】

目標値のほうで、増減というふうになって、324人減っているみたいに書かれているんですけど。

【濱野指導課担当課長】

公立のほうなんですけれども、今年度中学生の人数が減ることを踏まえまして減らしております。

私立のほうなんですけれども、学級数を減らすことができない学校さん、運営上厳しいということで、もともと定めた学校数を減らすわけにはいかないということで、このような数値を設定した、ほとんど去年の同等な数値を設定しているという形になっております。

【小原委員】

私立は学級数を減らすことができないんですか。

【濱野指導課担当課長】

運営できなくなってしまうということをしきりにおっしゃってまして。

【小原委員】

わかりました。

【渡邊教育長】

それでは、よろしいようでしたらば、ただいまの議案第42号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第42号は原案のとおり可決いたします。

議案第43号 川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則の制定について

【渡邊教育長】

次に、「議案第43号 川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。説明を庶務課担当課長、学事課長をお願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「議案第43号 川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

はじめに、今回の規則改正につきまして、学事課長から御説明申し上げます。

【藤田学事課長】

それでは、「川崎市就学奨励規則の一部改正について」御説明いたします。

はじめに、就学援助制度につきまして御説明いたします。

議案第43号資料の1ページをごらんください。「1 制度の趣旨及び概要」でございます。学校教育法第19条では、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」と規定しております。本市におきましては、就学援助という制度を設け、就学援助費を支給しております。

支給される費目は、資料の1ページ、図1のとおりでございます。

図の中ほど、「新入学児童生徒学用品費等」の部分が、今回の改正に係る費目でございます。

「2 『新入学準備金』の入学前支給」をごらんください。子どもの貧困対策が社会的な問題となる中、平成29年4月に国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」が一部改正され、これまでは「学齢児童又は学齢生徒」の保護者に対して支給することとしていた就学援助費について、「就学予定者」の保護者に対して前倒しで支給できるようになりました。

この要綱の改正を受けて、これまで小中学校に入学した後の7月に支給していた「新入学児童生徒学用品費」について、より必要な時期に支給できるよう、「新入学準備金」という扱いで入学前の3月に支給することを検討してまいりました。

川崎市就学奨励規則においては、就学援助費の支給対象を「学齢児童及び学齢生徒の保護者」と規定していることから、新小学1年生の保護者、すなわち就学予定者の保護者に対し「新入学準備金」を支給するためには、規則を一部改正する必要があります。

資料の2ページをごらんください。そのため、図2の上段にございますとおり、学齢児童とし

て入学前支給が可能な新中学1年生から入学前支給を実施することとし、新中学1年生については、「新入学準備金」を小学6年生に対する新たな就学援助費の費目として整理いたしました。これにより、平成30年度に新たに中学1年生となる児童の保護者に対して、新入学児童生徒学用品費を「新入学準備金」として入学前に前倒しで支給することができました。

資料1ページにお戻りください。図1の中ほど、新入学児童生徒学用品費等の費目の小学校6年生の欄に「新入学準備金」と記載がございますのは、ただいま御説明申し上げた新中学1年生に対する前倒しの支給でございます。

2ページにお戻りいただき、図2の下段及び説明文の2段落目をごらんください。新小学1年生については、未就学児の段階で、その保護者へ制度を周知する等、新たな仕組みを構築する準備期間を要したことから、今年度において、平成31年度に新たに小学1年生となる「就学予定者」の保護者に対して、「新入学準備金」を小学校入学前の3月に支給することができるよう、このたび川崎市就学奨励規則の一部を改正するものでございます。

「3 川崎市就学奨励規則の改正の主な内容」をごらんください。主な改正の内容として、2点ございます。

1点目です。経済的理由によって就学困難と認められる、「学齢児童及び学齢生徒」の保護者について、「就学予定者」の保護者を加えることとし、小学校への入学前の段階で、就学援助費を支給できるようにいたします。

2点目です。就学援助費申請書については、在学する学校の学校長に提出することとなっておりますが、就学予定者の保護者については、小学校に在学していないことから、「教育委員会」に対して申請書を直接提出することといたします。

次に、「4 川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則の施行日」についてでございます。施行日は、新入学準備金の支給に対応するため、平成30年11月1日といたします。

最後に、「5 今後のスケジュール」をごらんください。今回、川崎市就学奨励規則等の改正・施行を經まして、12月上旬に、市内に在住する就学予定者の保護者に対して、就学援助費（新入学準備金）申請書を郵送いたします。

1月中旬を申請書提出の締め切りとし、2月下旬にかけて就学援助の認定ができるかの審査を教育委員会で行い、3月上旬までに、認定基準を満たした就学予定者の保護者に対し、新入学準備金を支給いたします。

説明は以上でございます。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、議案書の3ページをごらんください。制定理由でございますが、「翌学年の初めから市立学校に就学させるべき者に係る就学援助費を就学前に支給するため、この規則を制定するもの」でございます。

4ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

第1条の改正は、「翌学年の初めから市立小学校に就学させるべき者」を「小学校就学予定者」と略称し、就学援助費の支給対象者に小学校就学予定者を含めるものでございます。

第2条の改正は、就学援助費を小学校就学予定者の保護者に支給する場合の支給期間を定める

ものでございます。

第3条の改正は、就学援助費の支給資格者に小学校就学予定者の保護者を加えるものでございます。

5ページにまいりまして、第4条の改正は、小学校就学予定者は在学していないため、保護者による申請書の提出先を教育委員会とするものでございます。

第5条の改正は、小学校就学予定者の保護者から申請書の提出を受けた教育委員会の認定に関する規定を設けるものでございます。

第6条の改正は、教育委員会の認定を受けた小学校就学予定者の保護者に対し、就学援助費を直接支給する規定を設けるものでございます。

6ページにまいりまして、第7条の改正は、小学校就学予定者の保護者に対する就学援助費の支給停止等に関する規定を設けるものでございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。附則でございますが、この規則の施行期日を平成30年11月1日とするものでございます。

議案第43号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。

何か、御質問などございましたら、お願いいたします。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

必要な時期に、就学前のほうがお金かかりますから、前倒ししたっていうことはとてもいいことだと思うんですけども、一方で私、会社員だったことがあるんですけども、会社員だったとき、異動ってそんなに早く教えてくれないんですね。そう考えると、会社にちゃんと勤めていれば平気なのかもしれないんですけども、例えば引っ越して来た子はどうなるんでしょうか。

【藤田学事課長】

後から引っ越して来た等で、この申請時期に間に合わない世帯の方につきましては、先ほどの資料の1ページにございます真ん中のところ、新入学児童生徒学用品費等というところがございますが、こちらのほうの新入学児童生徒学用品費等という項目で同額を支給する予定になっております。

【中村委員】

後から。

【藤田学事課長】

そうですね、入学後に支給をするという形を取らせていただきます。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

高橋委員。

【高橋委員】

重ねての確認なんですけれど、これまでは入学してから7月に支給するという、新入学児童生徒学用品費というのしかなかったのが、新入学準備金ということで、事前に申請して入学する前にもらえる制度もできて、そこで申請できなかったり、そこではいらなかったけれど、その後に申請もできるってことで、選択肢が増えたと思っていいですか。

【藤田学事課長】

御理解の内容については、概ねそのとおりで、予算的には同一のものになっておりますので。

【高橋委員】

どっちかですよ。

【藤田学事課長】

どちらか一方になります。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

【高橋委員】

はい。この資料のこの表の、ここか、ここかどっちかをもらえますということですね。

【藤田学事課長】

おっしゃるとおりです。

【高橋委員】

わかりました。

【渡邊教育長】

小原委員、どうぞ。

【小原委員】

これの申請が、1月から3月。

申請書の中に必要な書類って何ですか。

【藤田学事課長】

申請書の中に、全て御郵送をさせていただき形をとらせていただきまして、今準備のほうを進めているんですけども、申請用紙を同封して、あとは返信用の封筒、それから書き方等の説明文、そういったものを封書でお送りするような形です。

【小原委員】

申請するときに、必要な書類を聞いているんです。

【藤田学事課長】

申請するときに必要な書類については、基本的には申請書だけで足ります。

【小原委員】

基本的には申請書だけなんですね。

課税証明書とか、そういうのは必要ないんですね。

【藤田学事課長】

それは、こちらのほうでシステムを導入することになっているんですけども、その新システムを導入することで照会を掛けることが可能になりますので、特段、原則は必要ございません。

【小原委員】

課税証明とかああいうやつって、6月ぐらいにならないと出なかったですよ、確か。だから、システム自体はそれまで間に合うってということなんですね。

【藤田学事課長】

今回の新入学準備金の課税額というのは、前年度のものを参照するような形をとりますので、当該年度のもので参照して認定をしていくというような形式ではございませんので、もう既に課税額というものが、きちんと決められているものをシステムを導入することによって、参照して認定を行っていくというようなものでございます。

【小原委員】

30年度のときに、29年度の課税が反映されているということですか。

【藤田学事課長】

そうです。

【小原委員】

29年の12月に切れるわけですよ、税金の申告が。そこから、次の年の1月から新しく税金の場合は変わってきますよね。その前の年の29年12月のやつで算定をするってことですね。

【藤田学事課長】

今の段階での前倒し支給になりますと、平成30年度に支給をさせていただくような形になりますので、29年度、すなわちもう既に確定している額で認定を行います。

30年、31年度になった場合につきましては、同様に前年度の30年度の所得基準を見て認定をしていくというような形になりますので、こちらのほうで照会を掛けるときには、既に全ての段階で確定した額で調査のほうを載せることが可能となっているような状況です。

【小原委員】

わかりました。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの議案第43号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第43号は原案のとおり可決いたします。

【渡邊教育長】

傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退出くださいますよう、お願いいたします。

<以下、非公開>

【渡邊教育長】

2時間半近くなりましたので。大丈夫ですか。

少しの間休憩を取らせてもらいます。

(16時22分 休憩)

(16時30分 再開)

【渡邊教育長】

それでは会議を再開いたします。

これから、議事の順番を入れ替えて審議させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

9 議事事項Ⅱ

議案第44号 川崎市黒川青少年野外活動センターの指定管理予定者の決定について

【渡邊教育長】

それでは、議事事項Ⅱに入ります。

「議案第44号 川崎市黒川青少年野外活動センターの指定管理予定者の決定について」の説明を生涯学習推進課長、こども未来局青少年支援室担当課長にお願いいたします。

【大島生涯学習推進課長】

「議案第44号 川崎市黒川青少年野外活動センターの指定管理予定者の決定について」御説明申し上げます。

それでは、資料の1ページをごらんください。当該施設の指定管理による運営の継続につきましては、本年7月24日の教育委員会におきまして可決いただいたところですが、その後、業務の補助執行先であります、こども未来局におきまして、平成30年8月6日から9月14日まで、指定管理者の公募を実施し、10月15日にこども未来局による「こども未来局指定管理者選定評価委員会」が開催され、指定管理予定者が選定されたところでございます。

本議案は、恐れ入ります、議案書の2ページにございますとおり、教育委員会宛てこども未来局長名にて、指定管理予定者の決定についての付議の依頼がございましたので、御審議いただくものでございます。

1ページにお戻りください。それでは、1、指定管理予定者でございますが、表の左側から管理を行わせる公の施設は、「川崎市黒川青少年野外活動センター」、指定管理予定者の名称及び代表者につきましては、「特定非営利活動法人国際自然大学校」、「理事長 佐藤 初雄」、また、指定期間は「平成31年4月1日から平成36年3月31日まで」の5年間でございます。

次に、指定管理の業務の範囲につきましては、2に記載のとおりとなっております。

また、3ページには、指定管理予定者である、「特定非営利活動法人国際自然大学校」の概要をまとめてございますので、後ほど御参照ください。

なお、指定管理者の決定につきましては、市議会の議決が必要となりますので、本日議決をいただいた後、平成30年第4回市議会定例会に議案として上程する予定でございます。

引き続き、指定管理予定者の選定結果などにつきまして、こども未来局青少年支援室担当課長から御説明をいたします。

【柿森こども未来局青少年支援室担当課長】

「議案第44号 青少年教育施設における指定管理予定者の決定について」、御審議いただくにあたり、川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会 青少年教育施設・こども文化センター部会での審査結果について御説明いたします。

4ページ目をごらんください。補助執行先である、こども未来局において、平成30年10月15日曜日、指定管理者選定評価委員会青少年教育施設・こどもセンター部会を開催し、青少年教育施設の黒川青少年野外活動センターについて、次期指定管理者候補を審査・選定いたしました。

2、審査結果をごらんください。応募団体につきましては、現指定管理者である、「特定非営利活動法人国際自然大学校」の一団体のみでした。また、所管課への質問や、現地見学を希望する団体についてもありませんでした。

選定評価委員会において、応募団体からのプレゼンテーションの結果、「青少年野外活動体験の振興や普及」に関する提案につきまして、幼児から小学生まで、対象とする年齢層ごとに事業内容を工夫しており、実施にあたっては、近隣の大学と連携を図りながら行う点が評価されていました。

また、市政への協力に関する提案につきましては、本市が推進する地域包括ケアシステム推進ビジョンに資する取組といたしまして、多世代交流や地域交流を通じて、「顔の見える関係づくり」に向けて、子どもから高齢者まで幅広く参加できるイベントやプログラムを実施する点や、黒川地区の豊かな自然環境の維持・保全に資する取組といたしまして、近隣住民や近隣の大学・企業と連携して、「日本ミツバチの養蜂」を行うことや、近隣にある緑地保全地区の里山整備を地域の団体と協力して行う点が評価されていました。

採点結果は、区分ごとの得点の合計点が、610点満点で476点となり、平成26年、27年、29年度の年度評価が「B」であったため、実績評価点として22.875が加点され、総得点が、498.875点となりました。

総得点が標準点の385点を上回っていることから、現指定管理者が、次期も継続して管理運営を行う要件を満たしているとの選定結果となりました。

審査結果についての説明は以上でございますので、御審議をお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のおり説明をいただきました。

指定管理予定者が決定したということで、意見を求められておりますが、御質問等ございますでしょうか。

特によろしいですか。

中村委員。

【中村委員】

こういう指定管理の選定をするときってというのは、1団体しかないものなんですか。応募するのは、通常。

【柿森こども未来局青少年支援室担当課長】

今回につきましては1団体でございますけれども、やっぱり指定管理の施設によりましては、複数の団体が応募する場合もございます。

【中村委員】

今回は1団体しかなかったのはなぜなのでしょう。

【柿森こども未来局青少年支援室担当課長】

今回につきましては、募集期間も1カ月半と設けておりますし、その前に事前の予告というものも、7月のときから行っておりましたが、結果として1団体の応募だったということでございます。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

それでは、ただいまの議案第44号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第44号は原案のとおり可決いたします。

議案第45号 第2期川崎市文化芸術振興計画の改訂について

【渡邊教育長】

続きまして、「議案第45号 第2期川崎市文化芸術振興計画の改訂について」でございます。説明を、文化財課長並びに市民文化局市民文化振興室担当課長にお願いいたします。

【服部文化財課長】

それでは、「第2期川崎市文化芸術振興計画の改訂について」、御説明させていただきます。

地方公共団体が定めます、「地方文化芸術推進基本計画」につきましては、お手元の参考資料、「文化芸術基本法」の3ページをお開きください。第7条の2の第2項に、特定地方公共団体の長が、地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならないと規定されておりますことから、本日付議をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、所管であります市民文化局市民文化振興室、白井担当課長より御説明さ

させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【白井市民文化振興室担当課長】

市民文化局市民文化振興室担当課長の白井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

では、「第2期川崎市文化芸術振興計画」の改訂ということでございまして、御説明については、まず、現在の第2期の計画の体系などを先にごらんいただきまして、その後に改訂の概要を御説明させていただきたいと思っております。

それでは、お手元の資料のカラー版のリーフレット、第2期計画の概要版をごらんいただきたいと思っております。ページをお開きいただき、資料の中面をごらんいただければと思っております。

まず左側のページには、計画策定の経緯や計画で対象とする文化芸術、計画の期間、基本方針として4項目、「これからの川崎の文化芸術振興の方向性」として、「目指すまちの姿」が4項目、それぞれ記載されております。

真ん中のページと右側のページには計画の体系を記載しておりまして、「基本目標」として3項目を設定した上で、基本目標ごとに2つ、または3つの「施策」を設けて、具体的な取組を推進することとしております。

また、右側のページの下段では、基本目標を達成する上で特に重要な取組として、「重点施策」として3項目を位置づけております。

以上が、現行の第2期計画の主な体系でございます。

資料は変わりまして、「『第2期川崎市文化芸術振興計画』の改訂について」をごらんいただきたいと思っております。

はじめに、資料上段の左、「第1章 第2期文化芸術振興計画の改訂にあたって」でございます。ここでは主に、第2期計画の策定後の状況を整理した内容となっております。

「2 第2期計画について」では、これまでの取組の進捗状況の整理・結果などをまとめておりまして、取組に関する課題に対する視点として、イベント等の充実や市民や活動団体との連携強化、広報や情報発信の強化などが挙げられました。また、先ほど概要版でごらんいただいた3つの重点施策につきましては、それぞれ表にございますとおり、取組についての状況の確認を行ったところでございます。

「3 第2期計画策定後の文化芸術を取り巻く状況の変化」では、「社会状況の変化」、「国の動向」、「本市の状況」の3点に分けて整理を行っておりまして、このうち「国の動向」としては、昨年、文化芸術振興基本法が改正され、題名も「文化芸術基本法」と改められ、法改正を受けまして、国の計画である、「文化芸術推進基本計画」が策定されたこと、また、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が新たに策定されたことを記載してございます。

「本市の状況」では、平成28年に新たな総合計画が策定されたこと、また、東京2020大会を契機に、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくことを目的に、「かわさきパラムーブメント第1期推進ビジョン」が策定され、現在は、平成30年に策定した「かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン」に基づき、各分野において、大会後の未来へと遺していくレガシーの形成に向けた取組を進めていることなどを記載してございます。

「4 本市の文化芸術振興の現状」では、まず、「地域で受け継がれてきました文化芸術」など、現状の取組を整理した上で、第2期計画策定後の新たな取組といたしまして、「かわさきパラムー

ブメント」の関連では、障害のある方による文化芸術活動に関する普及促進や、多様な活動主体の中間支援の取組、また「地域資源の活用」といたしましては、歴史文化資源である浮世絵等も活用した取組やストリートカルチャーといった若者文化の発信に関する取組を記載してまいります。これらの事業を改訂版の計画に反映するとともに、こうした取組は継続して検討・実施していく必要がございます。

次に、上段右側をごらんください。「第2章 本計画の基本的な考え方」でございます。

まず、「1 計画の改訂の方針」でございますが、これまでの整理の結果として、国における法改正等の趣旨は既に現在の第2期計画の体系に盛り込まれていること、また、計画に基づく取組では、個別課題はあるものの、取組の中で改善が可能であることから、「計画の体系は第2期計画を基本的に継続すること」、「第2期計画策定後の新規事業等を改訂版に反映すること」といたします。そして、重点施策は、各事業のいわゆる「横申し」の取組であることから、「重点施策については『横断的な視点』に位置づけを改めること」、また、「計画全体の指標として、総合計画の指標を活用すること」として、以上の4つの内容を、今回の改訂の方針といたしました。

次に、「2 本市の文化芸術振興施策の基本方針」ですが、これは第1期の計画から継続しているものでございまして、下の囲みでございます4項目を、文化芸術振興条例の趣旨に基づく基本的な方針として、文化芸術振興計画の体系や施策の展開における上位に位置づけるものでございます。

「3 本計画の位置づけ」では、改訂版の計画について、市の総合計画をはじめ、関連する分野別計画との整合を図ること、本計画は文化芸術基本法に基づく地方公共団体の計画に位置づけるものとして、国の計画を参酌していることなどを記載してまいります。

「4 計画期間」は、第2期計画の「概ね10年間」という計画期間を踏まえ、平成31年度から35年度までの5年間としております。

その上で、「5 これからの本市の文化芸術振興の方向性」といたしまして、「文化芸術を活かしたまちづくり」、「文化芸術を担う人材の育成」、「誰もが文化芸術に触れ、参加する環境づくり」、それらを全体を包含するものとして『かわさきパラムーブメント』のレガシー形成に向けた文化芸術活動の推進」の4つの項目に整理しております。

資料の下段左、「第3章 本計画の体系と施策の展開」をごらんください。前章の「これからの本市の文化芸術振興の方向性」を踏まえまして、『川崎の文化』の発信による国際的な文化都市、以下の4つの項目を「本計画で目指すまちの姿」として定めております。

この「目指すまちの姿」を達成するため、3つの「基本目標」と、基本目標を達成するための「施策」を定めて、具体的な取組を推進することとしております。

「2 基本目標と施策の展開」では、基本目標と施策の体系を図にまとめてございます。「基本目標」や「施策」については、先ほど概要版でごらんいただいたものから変更はございませんが、今回の改訂で追加・変更したのものには、下線又は傍線を引いておりまして、特に具体的な取組のレベルで新たに盛り込んでいるものは、基本目標ごとに点線の枠内に記載してございます。

まず、「基本目標1」では、「カルッツかわさきに関する取組」、「国史跡橘樹官衙遺跡群に関する取組」、「若者文化の発信に関する取組」、「文化芸術事業を通じた多文化共生の取組」、「浮世絵等を活用した取組」を記載してまいります。

「基本目標2」では、「文化芸術に関する担い手の育成や技術・技能の継承に資する取組の検討」、

「子どもや若者による文化芸術の鑑賞や文化芸術活動の更なる拡大に資する取組の検討」、「観光や福祉等に文化芸術を活用する取組の検討」を記載しております。

「基本目標3」では、「文化関係団体とのネットワークづくりや情報発信等の中間支援機能の強化」、「障害者による文化芸術活動の環境づくりに向けた取組」を記載しております。

また、一番下の東京2020大会に向けた、川崎市における文化プログラムの基本的な方向性といたしまして、国の認証制度であります、「beyond2020プログラム」を活用した取組を進めていくこととしております。

右上に移りまして、「3 横断的な視点」では、第2期計画で重点施策としておりました3つの項目を、「横断的な視点」として改めて位置づけをしております。

それから、第4章の内容になりますが、成果指標といたしまして、総合計画で設定している文化芸術関連の6つの指標を、本計画全体の成果指標として活用することとしております。

下段右、「第4章 計画の推進について」でございます。「1 各主体に期待される役割」では、市民、文化団体等、各主体に期待される役割などを記載するとともに、こちらも今回の改訂で追加した内容となりますが、市の出資法人である、川崎市文化財団につきまして、市の財団との役割分担を明確にした上で、財団は市のサポートのもと機能強化を図っていくこととしております。

「3 計画の推進と評価」では、先ほどごらんいただきました成果指標に関するものの他に、計画の進行管理と評価の体制といたしまして、市の附属機関である川崎市文化芸術振興会議と、庁内の関係部署で構成する川崎市文化芸術振興庁内推進委員会において進めていくことなどを記載しております。

最後に、今後の主なスケジュールでございますが、11月から開始するパブリックコメントの結果も踏まえまして、来年3月に改訂版の計画として決定したいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。

第2期川崎市文化芸術振興計画の改訂について、意見を求められております。何か御質問等ございますでしょうか。

じゃあ、中村委員から。

【中村委員】

これからの本市の方向性として、2番目に「文化芸術を担う人材の育成」と書いてあるんですけども、こういう社会教育というか、生涯学習的なことというのは、育成と活用がすごく大事になるかと思うんですけども、活用に関しては特にはないんでしょうか。育成するだけだと、何したらいいのっていうことになってしまう。活躍の場というのがすごく必要になるかと思うんですけども。文化って、誰かがやっていたら継承されないものですから。

【白井市民文化振興室担当課長】

この計画をつくるに当たって、区の文化協会の団体ですとか、あと文化振興会議の、やはり担い手についての後継者の育成が課題にはなっているところで、いかに若い方に文化に触れる機会

をつけて、文化の裾野を広げて取り込んでいくといいますか、文化に興味を持っていただいて、育成に資するという立場へ行っていただくと、そういう方向で。

【渡邊教育長】

この基本目標の2番の、施策の1番に、「文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供」とありますから、この活躍の機会の提供というのが、今、委員の質問にあったところかなと思いますけれど。

【中村委員】

ぜひ、活躍の機会をつくっていただければと思います。

【渡邊教育長】

それでは、高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

質問が3つあります。

不勉強で、「浮世絵の活用」と「若者文化の発信」ということが新たな取組として出てきているんですけども、この具体的に何かしらの文化資産になりそうなものがあるということが出てきていると思うんですが、具体的にどういうものがあるのかということをお教えいただきたいのが2つと、それから、下の第3章の基本目標2のところの、「改訂版で新たに盛り込む主な取組」ということで、目標1と目標3のところは「取組」とか「強化」とかってなっているんですけど、この目標2のところは「取組の検討」ってなっていて、この検討ということは、まだ具体的な取組がどちらかということ、あまりなくて、これから何かやろうとしているというような位置付けなのかなと思うんですが、その目標1、目標3と目標2の新たな取組の進捗度合いの違いというか、そのお話が3点目と、最後、基本目標3のところの施策1に、新しく追加された「施設の特長を踏まえた展示・公演等の実施」というところを、新しく言葉として入れた意図をお教えいただきたいです。

【渡邊教育長】

よろしいですか、お願いします。

【白井市民文化振興室担当課長】

まずは、浮世絵の活用についてなんですけども、東海道川崎宿としてこの辺は栄えていまして、旧東海道のところに「砂子の里資料館」がございまして、そこで浮世絵を展示・保存していたんですけども、そちらが閉館されまして、川崎市に無償で浮世絵をお貸しいただけるということで、川崎駅の前のタワーリパークにアートガーデンという施設がございまして、そちらに展示する方向で計画を策定している状況でございます。

若者文化の発信に関しましては、ブレイクダンスとか、ヒップホップとか、ストリートカルチャーが今、川崎市の若者の中で非常に高まっています、それを地域資源と捉えて、推進してい

こうということで位置付けてございます。

あと、基本目標の2の「取組の検討」と書いてございますが、おっしゃるとおり、これから検討を進めていくということで、他のとはちょっと違った「検討」というふうに表示をさせていただいているという状況でございます。

【高橋委員】

最後の基本目標3は。

【白井市民文化振興室担当課長】

施設の特徴を踏まえたところですが、これまでの計画ですと、5年前の計画では、ちょうど劇場法ができて、それに基づく取組をとということで、特にミュージア川崎といったところの記述があったんですけども、今回改めて文化施設の効果的な運営という中では、基本的な文化施設の役割ということで改めてきちんと記載をする必要があるということで、取組としては新しいものではないんですけども、博物館法ですとか、劇場法を含めてそれぞれの施設のきちんとした運営目的に基づいて取組をしていくということを改めて書いたのもので、新たな内容ではないですけども、変更した内容として下線を引いております。

【高橋委員】

以前は、ミュージアに寄った表現だったものを、全市的にたくさんの文化施設がある中でそれを広く活用していきましょうというような書き方になっているというイメージですか。

【白井市民文化振興室担当課長】

そうですね、内容的に何か変わったということではないんですけども、特にミュージアと、それからアートセンターにおける取組ということで、特出しして書いていたんですけども、逆に他の文化施設一般に関しての基本的な記載というものが抜け落ちていたところがありましたので、そこをきちんと改めて記載をしたということです。

【高橋委員】

わかりました。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

それでは、ただいまの議案第45号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第45号は原案のとおり可決いたします。

10 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 7 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

瀬川庶務課担当課長、森庶務課長が説明した。

報告事項 No. 7 は承認された。

報告事項 No. 8 就学通知処分取消等請求事件について

瀬川庶務課担当課長が説明した。

報告事項 No. 8 は承認された。

11 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議は以上をもちまして終了とします。大変長い時間お疲れさまでした。

(17時14分 閉会)